

## 4 監査の結果及び意見（中央卸売市場）

### 4.1 卸売市場の一般的な経営課題

卸売市場は、生鮮食料品等の流通を担う基幹的な社会インフラとして、国民へ安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給する使命を有しており、今後とも、生鮮食料品等の流通における中核として健全に発展し、その期待に応えていくことが必要である。

一方で、我が国の食品流通を取り巻く情勢は、少子高齢化に伴う人口減少の進展等による食料消費の量的変化、社会構造の変化に伴う消費者・実需者ニーズの多様化、農林水産物の国内生産・流通構造の変化、生鮮食料品等流通の国際化、さらには、東日本大震災の経験を踏まえた防災機能強化等の社会的要請の高まりなど、大きく変化している。このような中で、出荷者や実需者が卸売市場に期待する役割や機能が多様化しているものの、それらに卸売市場流通が十分に対応できていない点が指摘されている。

#### 4.1.1 食品流通を取り巻く情勢の変化

少子高齢化に伴う食料消費の量的変化、消費者・実需者ニーズの多様化、生産・流通構造の変化等が進展する一方で、意欲ある生産者等により国産農林水産物の輸出などの新たな取組が各地で展開されるなど、食品流通を取り巻く情勢は大きく変化している。

##### （１）少子高齢化に伴う人口減少等による食料消費の量的変化

我が国の人口は、少子高齢化に伴って平成 22 年以降長期的な減少過程に入るとされており、平成 22 年の 12,806 万人から令和 22 年（平成 52 年）には 10,728 万人に減少すると推計されている一方で、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 22 年の 23.0%から令和 22 年（平成 52 年）には 36.1%と大きく上昇すると推計されている。現状でも、高齢化を背景に国民 1 人当たりの食料消費（供給熱量）は近年減少傾向にあり、今後も食料消費の量的な減少が進むとみられている。

##### （２）社会構造の変化に伴う消費者・実需者ニーズの多様化

我が国の世帯構造は、単独（単身）世帯が増加する中で、65 歳以上の高齢者の単

独世帯も増加しており、今後も、単独世帯が増加すると推計されている。また、女性の労働参加の進展に伴い、女性の労働力率も上昇傾向にある。このような中、食料品の消費段階では、食の外部化や加工品消費等が進展するとともに、インターネットによる食料品の購買も増加傾向にあり、食料品の安全性や鮮度に対する志向も強い傾向にあるなど、消費者の食品に対するニーズは多様化している。これを受けて小売店、外食、加工業者等の実需者においても、個食向けや少量パック等の加工・調製した農林水産物や、有機栽培農産物等の特徴ある食料品への需要増など、そのニーズが多様化している。

### (3) 農林水産物の国内生産、流通構造の変化

生鮮食料品等の供給基盤となる国内農林水産業においては、従事者の減少・高齢化等に伴い、生産量・生産額は減少傾向にある。その一方、農業協同組合及び漁業協同組合は、合併等により1組合当たりの販売取扱高が増加し産地の大型化・集約化が進展している。また、産地市場と消費地市場をつなぐ水産流通・加工業者においては、その寡占化と高次加工体制への転換、それに伴う販売チャネルの多様化が進展しているとみられる。小売段階においても、食料品専門店・中心店における商品販売額が減少している一方、食料品スーパー・コンビニエンスストアでは増加するなど、その構造が変化している。

### (4) 生鮮食料品等の流通における国際化、国際環境の変化

生鮮食料品等の流通において、輸入品が全流通量に占める割合は青果、花きで増加傾向で推移しており、水産物では横ばいにあるものの、国際的な需要拡大に伴う単価上昇により輸入金額は増加傾向にあるなど、その国際化が進展しており、国際的な水産物の資源管理の強化、国際マーケットにおける価格競争、為替レートの変動など流通をめぐる国際環境の動きを考慮する必要性も増している。また、流通の国際化に伴い、GLOBALG.A.P.やEU-HACCPの認証取得等を通じた農林水産物の生産・流通・加工工程における品質・衛生管理の徹底や、MSC認証取得等を通じた資源管理への対応について、その重要性が増している。

### (5) 社会的な要請の高まり

国民の環境問題に対する意識は高く、社会的責任の観点から、企業に対して、省

エネルギーや廃棄物排出量の低減など環境問題への対応が求められている。また、食品に関する不適切な表示や製造等が未だ発生しており、食品を扱う事業者に対して、コンプライアンスの徹底・企業倫理の確立が、改めて求められている。さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、社会インフラに対して、災害等の緊急事態発生時に、その役割や機能を可能な限り維持し、また早期にその機能を回復するなど、緊急事態発生時における対応力の強化を期待する声が高まっている。

#### (6) バリューチェーンの構築に向けた農林水産業の新たな動き

国産農林水産物の価値を見だし、またその価値を高めるため、近年、海外の需要の取り込みを目指した国産農林水産物の輸出や、農林漁業者が主体となって、生産だけでなく2次産業及び3次産業の加工・販売等を行う6次産業化の取組が、意欲ある農林漁業者により各地で展開されている。

(出典：「卸売市場流通の再構築に関する検討会」報告平成27年3月)

#### 4.1.2 具体的な卸売市場の現状

##### (1) 市場を通過しない取引

卸売市場は生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラとしての役割を果たしており、青果の5割強、水産物の5割弱が卸売市場を経由している(国産青果物では約8割)。

市場経由率は、加工品など卸売市場を経由することが少ない物品の流通割合の増加等により、総じて低下傾向で推移している(農林水産省 - 卸売市場をめぐる情勢について(令和4年8月))。

##### 卸売市場経由率の推移

(単位:%)

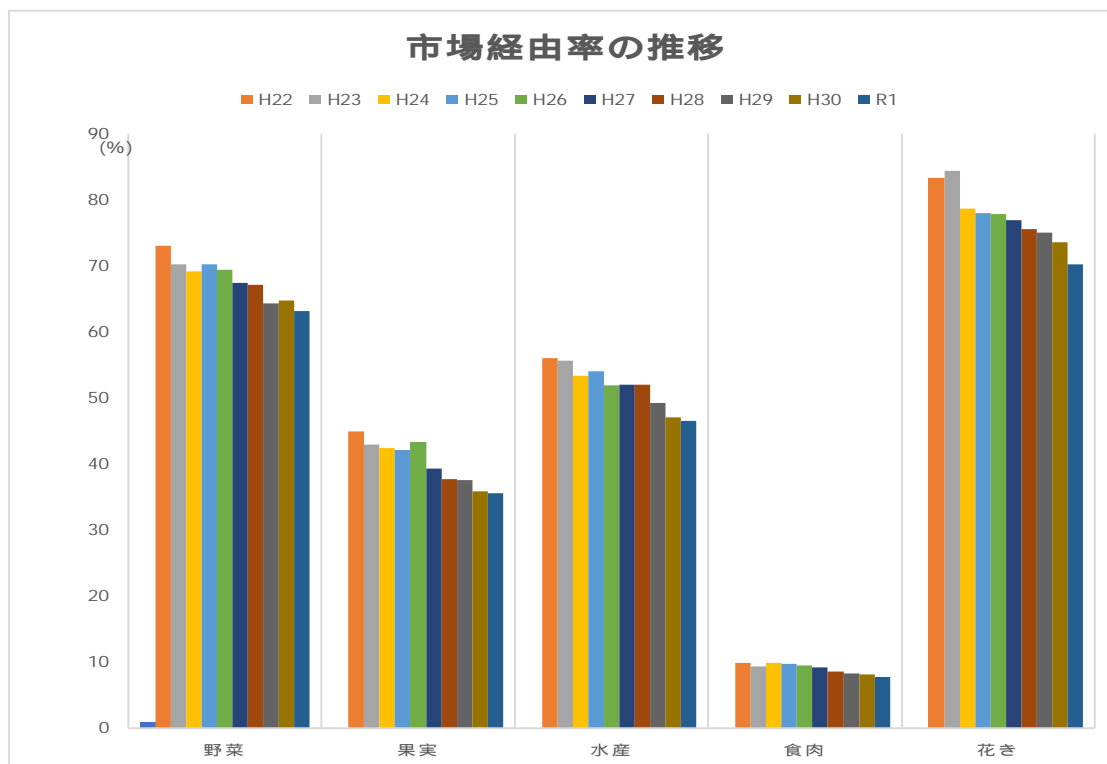
項目 年度	青果		水産			食肉	花き	
		野菜	果実		鮮魚			冷凍
H3	80.3	82.5	76.2	76.7	19.6	34.1	12.3	86.6
4	79.4	85.1	69.9	75.6	17.9	28.8	11.7	83.1
5	79.8	84.5	72.0	70.2	16.3	22.7	12.1	85.8
6	74.5	82.4	62.8	70.2	16.0	22.5	11.5	85.1
7	74.0	80.5	63.4	67.6	15.5	21.5	11.1	81.9
8	74.6	82.3	61.7	69.4	14.9	21.5	10.6	84.1
9	74.6	82.8	61.6	71.0	15.1	20.4	11.2	85.5
10	74.3	81.8	61.7	71.6	15.5	20.3	12.1	85.6
11	70.9	79.4	57.2	68.6	16.7	22.5	12.8	83.7
12	70.4	78.4	57.6	66.2	17.1	23.3	12.6	79.1
13	68.9	78.7	54.1	62.5	14.3	18.5	11.8	79.6
14	69.6	79.1	55.0	61.2	13.4	17.7	11.0	79.7
15	69.2	78.9	53.7	63.4	12.2	15.8	10.3	80.9
16	66.1	77.3	49.0	62.9	11.6	17.3	9.0	82.6
17	64.5	75.2	48.3	61.3	10.3	16.4	7.5	82.8
18	64.6	75.8	46.6	62.5	10.1	15.5	7.3	85.4
19	61.7	73.2	43.6	60.0	10.2	15.8	7.4	83.0
20	63.0	73.8	45.7	58.4	9.8	15.8	7.0	84.0
21	64.6	75.5	47.1	58.0	10.3	15.7	7.5	85.1
22	62.4	73.0	45.0	56.0	9.9	15.1	7.2	83.4
23	60.0	70.2	42.9	55.7	9.4	14.4	6.9	84.4
24	59.2	69.2	42.4	53.4	9.9	15.2	7.1	78.7
25	60.0	70.2	42.2	54.1	9.8	14.6	7.3	78.0
26	60.2	69.5	43.4	51.9	9.5	14.8	6.9	77.8
27	57.5	67.4	39.4	52.1	9.2	14.3	6.8	76.9
28	56.7	67.2	37.7	52.0	8.6	12.9	6.6	75.6
29	55.1	64.3	37.6	49.2	8.3	12.3	6.4	75.0
30	54.4	64.8	35.8	47.1	8.2	11.7	6.4	73.6
R1	53.6	63.2	35.6	46.5	7.8	11.3	6.0	70.2

資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物、食肉、花きのうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場を除く)を経由したものの数量割合(花きについては金額割合)の推計値

(農林水産省 - 卸売市場データ集(令和3年度))

前ページの表の通り、特に果物の卸売市場経由率は低下が著しい。平成3年度の約76%から、令和元年度には約36%と半分以下にまで低下している。



以上のグラフは、上記の表のうち、直近10年間を抽出したものである。図を見る通り、野菜・果実・水産・食肉・花きとも卸売市場経由率は低下を続けている。

卸売市場経由率の低下には、様々な要因が考えられる。生産者による直売所、小売業による直売といった市場外流通が増えている。しかし、大手小売業は直売だけでは品ぞろえを確保できないという理由から、卸売市場を使う場合が多いとみられている。また、消費者の外出傾向が高まった結果、加工・業務用向けの割合が高まっている。加工・業務用向けについては、市場を通さないことが多い。さらに、輸入品の割合が増加していることも大きな理由と考えられる。

また、平成元年度からの総流通量・中央卸売市場の取扱量・中央卸売市場のシェア等の5年ごとの推移は以下の通りである。

(単位:千トン、花きは億円)

年度、項目	区分	畜産			水産物	食肉			花き
		野菜	果実			牛肉	豚肉		
H1	総流通量(A)	23,661	15,113	8,548	8,744	3,179	1,059	2,120	5,247
	市場経由量(B)	19,558	12,888	6,670	6,520	745	460	286	4,355
	市場経由率(B)/(A)	82.7%	85.3%	78.0%	74.6%	23.5%	43.4%	13.5%	83.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	11,597	7,645	3,952	5,651	366	243	124	539
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	49.0%	50.6%	46.2%	64.6%	11.5%	22.9%	5.8%	10.7%
5	総流通量(A)	23,313	14,380	8,728	8,240	3,493	1,405	2,088	6,465
	市場経由量(B)	18,602	12,322	6,280	5,789	571	319	252	5,549
	市場経由率(B)/(A)	79.8%	84.5%	72.0%	70.3%	16.3%	22.7%	12.1%	85.8%
	中央卸売市場の取扱量(C)	11,222	7,556	3,666	4,764	247	147	101	1,220
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	48.1%	51.8%	42.0%	57.8%	7.1%	10.4%	4.8%	19.0%
10	総流通量(A)	23,249	14,541	8,707	8,029	3,600	1,505	2,090	6,790
	市場経由量(B)	17,295	11,897	5,368	5,751	509	306	253	5,819
	市場経由率(B)/(A)	74.3%	81.9%	61.7%	71.6%	15.0%	20.3%	12.1%	86.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	10,382	7,241	3,141	4,780	245	148	97	1,373
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	44.7%	49.8%	36.1%	59.5%	6.8%	9.8%	4.6%	23.1%
15	総流通量(A)	23,094	14,236	8,858	8,042	3,667	1,248	2,419	5,925
	市場経由量(B)	15,980	11,230	4,756	5,099	447	197	250	4,791
	市場経由率(B)/(A)	69.2%	78.9%	53.7%	63.4%	12.2%	15.8%	10.3%	80.9%
	中央卸売市場の取扱量(C)	9,903	7,062	2,841	4,395	224	135	89	1,563
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	42.9%	49.6%	32.1%	54.7%	6.1%	10.8%	3.7%	26.4%
20	総流通量(A)	22,699	14,009	8,690	7,007	3,658	1,189	2,407	4,880
	市場経由量(B)	14,307	10,333	3,974	4,090	360	188	172	4,100
	市場経由率(B)/(A)	63.0%	73.8%	45.7%	58.4%	9.8%	15.8%	7.0%	84.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,963	6,590	2,373	3,506	217	137	80	1,431
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	39.5%	47.0%	27.3%	50.0%	5.9%	11.5%	3.2%	29.3%
25	総流通量(A)	22,019	13,977	8,042	6,100	3,695	1,271	2,424	4,680
	市場経由量(B)	13,302	9,900	3,596	3,300	362	186	176	3,655
	市場経由率(B)/(A)	60.0%	70.2%	42.2%	54.1%	9.8%	14.6%	7.2%	78.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	8,091	6,174	1,917	2,615	219	136	82	1,264
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	36.7%	44.2%	23.8%	42.9%	5.9%	10.7%	3.4%	27.0%
27	総流通量(A)	21,475	13,899	7,576	5,891	3,662	1,171	2,491	4,745
	市場経由量(B)	12,352	9,360	2,983	3,072	308	168	170	3,647
	市場経由率(B)/(A)	57.5%	67.4%	39.4%	52.1%	8.2%	14.3%	6.8%	76.9%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,556	5,830	1,726	2,328	195	117	78	1,228
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	35.2%	41.9%	22.8%	39.5%	5.3%	10.0%	3.1%	25.9%
28	総流通量(A)	21,080	13,397	7,483	5,615	3,782	1,215	2,567	4,689
	市場経由量(B)	11,959	9,136	2,823	2,936	326	156	170	3,547
	市場経由率(B)/(A)	56.7%	67.2%	37.7%	52.0%	8.6%	12.9%	6.6%	75.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,349	5,697	1,652	2,190	194	115	79	1,197
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	34.9%	41.9%	22.1%	38.8%	5.1%	9.5%	3.1%	25.5%
29	総流通量(A)	21,393	14,177	7,416	5,561	3,917	1,288	2,629	4,560
	市場経由量(B)	11,896	9,110	2,786	2,737	327	159	168	3,420
	市場経由率(B)/(A)	55.1%	64.3%	37.6%	49.2%	8.3%	12.3%	6.4%	75.0%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,406	5,757	1,649	2,058	195	117	78	1,176
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	34.3%	40.6%	22.2%	37.0%	5.0%	9.1%	2.9%	25.8%
30	総流通量(A)	21,757	13,981	7,776	5,470	3,988	1,362	2,626	4,451
	市場経由量(B)	11,838	9,057	2,781	2,576	327	159	168	3,276
	市場経由率(B)/(A)	54.4%	64.8%	35.8%	47.1%	8.2%	11.7%	6.4%	73.6%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,072	5,329	1,544	1,935	196	117	79	1,137
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	32.5%	39.5%	19.9%	35.4%	4.9%	8.6%	3.0%	28.0%
H1	総流通量(A)	21,399	13,962	7,437	5,428	4,051	1,361	2,690	4,341
	市場経由量(B)	11,472	8,827	2,646	2,522	314	154	160	3,047
	市場経由率(B)/(A)	53.6%	63.2%	35.6%	46.5%	7.8%	11.2%	6.0%	70.2%
	中央卸売市場の取扱量(C)	7,055	5,521	1,534	1,834	188	112	75	1,092
	中央卸売市場のシェア(C)/(A)	33.0%	39.5%	20.6%	33.8%	4.6%	8.3%	2.8%	25.2%

(農林水産省 - 卸売市場データ集 (令和3年度))

前ページの表から平成元年度と令和元年度との比較をすると、総流通量では、野菜が15,113千トンから13,962千トンと1,151千トン(約8%)減少となっている。水産物は8,744千トンから5,428千トンと3,316千トン(約38%)減少となっている。

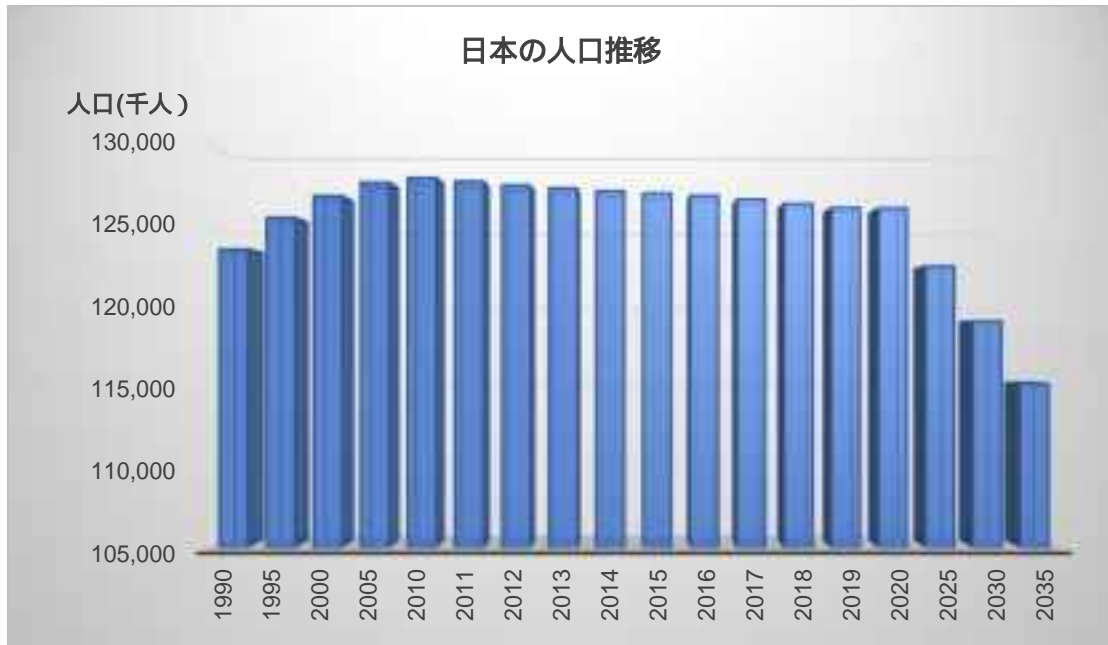
市場経由率についても、野菜22%、果実42%、水産物28%の減少となっている。

また、中央卸売市場のシェアについてみると、果物では平成元年度の約46%から令和元年度には約21%、水産物では平成元年度の約65%から令和元年度には約34%と約30年間で中央卸売市場のシェアが半分以下にまで低下している。

総流通量(千トン)						
	青果	野菜	果実	水産物	食肉	花き
H1	23,661	15,113	8,548	8,744	3,179	5,247
R1	21,399	13,962	7,437	5,428	4,051	4,341
減少率(%)	10%	8%	13%	38%	-27%	17%
*減少率は、(H1総流通量-R1総流通量)/H1総流通量(%)で計算						
市場経由率(%)						
	青果	野菜	果実	水産物	食肉	花き
H1	83%	85%	78%	75%	24%	83%
R1	54%	63%	36%	47%	8%	70%
減少率(%)	29%	22%	42%	28%	16%	13%
*減少率は、H1市場経由率(%) - R1市場経由率(%)で計算						
中央卸売市場のシェア(%)						
	青果	野菜	果実	水産物	食肉	花き
H1	49%	51%	46%	65%	12%	11%
R1	33%	40%	21%	34%	5%	25%
減少率(%)	16%	11%	26%	31%	7%	-15%
*減少率は、H1シェア(%) - R1シェア(%)で計算						

## (2) 人口の減少

我が国の総人口が減少傾向にあり、また、少子高齢化も急速に進展する中で、国民の食料総消費量、国民1人当たり食料消費量はともに減少傾向にある。



(厚生労働省 - 令和3年(2021)人口動態統計(確定数)の概況、2025年以降は将来推計)

戦後、我が国の総人口は増加を続け、1967年には初めて1億人を超えたが、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じた。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国の人口は2048年に9,913万人と1億人を割り込み、2060年には8,674万人まで減少すると見込まれている。(国土交通省-国土交通省白書2013年)

## (3) 食料消費の変化(第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト)

### ア. 魚介類の消費量の推移

国民1人当たりの魚介類の年間消費量は減少傾向にあり、平成元年度(1989年度)と平成30年度(2018年度)を比較すると、「生鮮・冷凍」では約38%に当たる5.3kg、「塩干、くん製、その他」では約37%に当たる8.0kg減少しており、全体としても約36%に当たる135kg減少している。

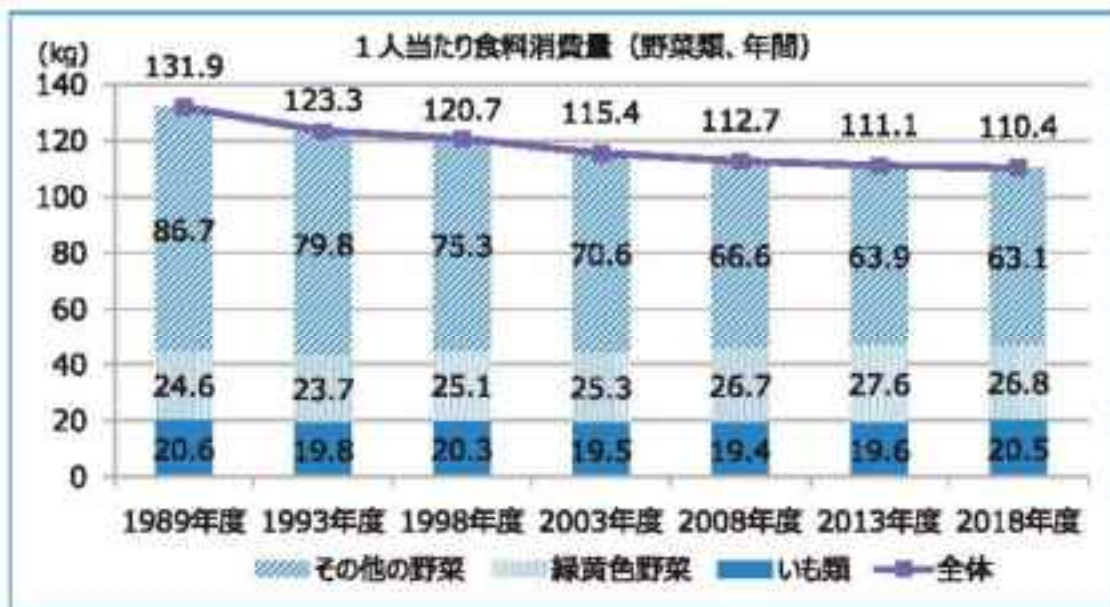




資料：農林水産省「食料需給表」の供給純食料の重量による。2018年度は概算値

### イ．野菜の消費量の推移

国民1人当たりの野菜の年間消費量は減少傾向にあり、平成元年度(1989年度)と平成30年度(2018年度)を比較すると、全体では約16%に当たる21.5kg減少している。



資料：農林水産省「食料需給表」の供給純食料の重量による。2018年度は概算値

### ウ．果実の消費量の推移

国民1人当たりの果実の年間消費量は微減で推移しており、平成元年度(1989年度)と平成30年度(2018年度)を比較すると、全体では約9%に当たる3.7kg減少している。



資料：農林水産省「食料需給表」の供給純食料の重量による。2018年度は概算値

#### (4) 卸売市場の数及び取扱金額

##### ア．卸売市場の数

以下の表の通り、中央卸売市場及び地方卸売市場とも数が減少傾向にある。

区分 年度	中央卸売市場	地方卸売市場	地方卸売市場		
			公 設	第三セクター	民 設
H18	84	1,259	151	37	1,071
19	81	1,237	155	38	1,044
20	79	1,207	156	39	1,012
21	76	1,185	156	38	991
22	74	1,169	153	37	979
23	72	1,159	151	37	971
24	72	1,144	155	38	951
25	70	1,105	154	36	915
26	67	1,092	157	37	898
27	64	1,081	156	38	887
28	64	1,060	151	37	872
29	64	1,037	151	35	851
30	64	1,025	149	33	843
R1	64	1,009	147	31	831
2	65	908	142	31	735
3	65				

(資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ)

(注) 各年度末の数値である。ただし、地方卸売市場については平成 24 年度までは各年度当初の数値である(24 年度末の地方卸売市場は 1,126(うち公設 154、第三セクター 37、民設 935))。

#### イ．取扱金額

(単位：億円)

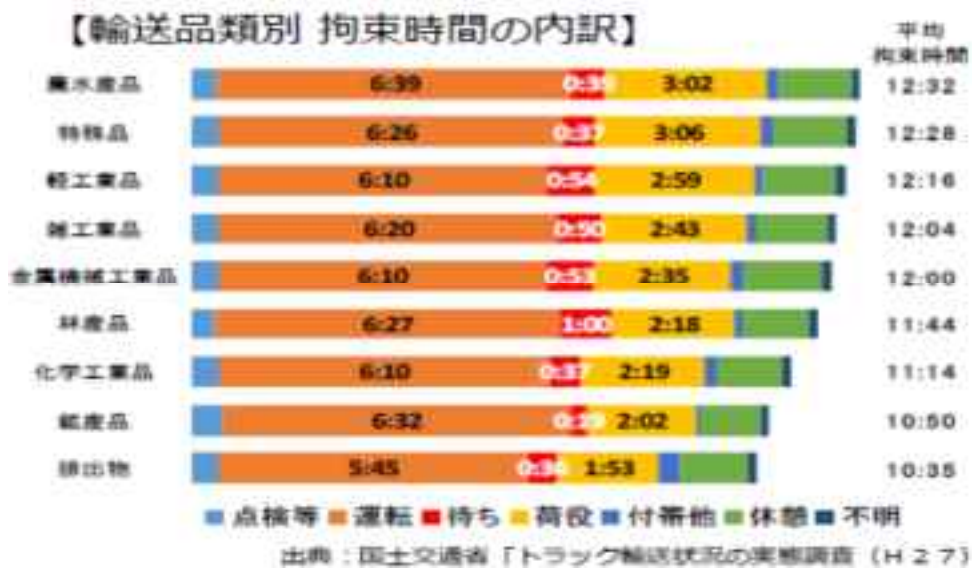
区分 年度	中央卸売市場計			地方卸売市場計		
		青 果	水産物		青 果	水産物 (消費地)
H18	46,796	20,685	21,779	35,457	13,957	8,657
19	45,762	20,294	21,107	34,013	13,673	7,616
20	44,021	19,960	20,014	31,953	13,690	7,387
21	41,208	19,102	18,275	30,295	13,258	7,085
22	41,444	20,032	17,597	30,445	13,660	6,743
23	39,476	19,132	16,758	30,265	13,050	6,925
24	38,017	18,295	16,039	30,241	12,198	6,665
25	39,163	19,178	16,014	31,869	12,543	6,964
26	39,110	19,104	15,839	31,329	12,770	7,270
27	40,263	20,001	15,921	31,919	13,317	7,257
28	40,162	20,404	15,490	32,472	14,049	7,106
29	38,950	19,813	15,059	31,566	13,433	6,857
30	37,481	18,829	14,504	29,529	12,429	6,185
R1	35,767	18,112	13,725	27,845	12,002	6,347
2	34,994	18,707	12,475	27,619	12,547	5,667

(資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ)

(5) トラック等搬入業者の人手不足

トラックドライバーの人手不足と労働環境が問題視される中、国土交通省は平成29年11月に、標準貨物自動車運送約款を改正した。この改正により、運賃（運送の対価）と料金（運送以外の役務等の対価）の区別を明確にするとされた。農水産品は他の品目に比べて荷役時間が長く、物流費が増大する可能性がある（農林水産省 - 卸売市場をとりまく環境変化と課題）。

卸売市場における輸送はその大半がトラックによって行われている。トラック輸送を担う運送業者の雇用状況について、近年人手不足が常態化している。



(出典：場内物流改善の必要性について - 農林水産省大臣官房  
新事業・食品産業部食品流通課)



資料：公益社団法人日本トラック協会「トラック運送業界の状況感（速報）」より抜粋。各年10月から12月の業況判断指数を集計。指標は、不足+2、やや不足+1、横ばい0、やや過剰-1、過剰-2の点数を与え、1事業者当たりの平均を100倍することにより算出。

## （6）卸売市場法の改正

食品流通の中で卸売市場が今まで果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、今後も食品流通の核として堅持したうえで、農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要である。このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するため、卸売市場法の改正がなされた。

### （法律の概要）

第3条において、業務の運営に関する事項、施設に関する事項、その他重要事項を規定し、第4条から第14条において基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、以下のアからカの共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。

#### ア．売買取引の方法の公表

イ．差別的取扱いの禁止

ウ．受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）

エ．代金決済ルールの策定・公表

オ．取引条件の公表

カ．取引結果の公表

その他の取引ルール（第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等）を公表し、卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。

新たな卸売市場法は、2020年6月21日に施行され、83ある条文が19に削減され、大幅に改正された。特に大きな変更点は「第三者への販売禁止の廃止」「直荷引き禁止の廃止」「中央卸売市場を民間業者も開設可能になる」「商物一致の廃止」の4つである。

「第三者への販売禁止の廃止」は、これまで卸売業者の販売先は、原則として市場内の仲卸業者に限定されていた。それが法改正により、この原則が緩和され、卸売業者が市場外の小売業者や飲食店などに直接卸すことが可能になった。

「直荷引き禁止の廃止」は、これまで仲卸業者は、原則として市場内の卸売業者を通して商品を仕入れることが義務付けられていた。それが法改正により、仲卸業者が産地やメーカーと直接やり取りをして商品を仕入れることが可能となった。

「商物一致の廃止」は、これまで商品は、原則として卸売市場以外の場所で卸売りをすることが禁じられていた。このため、農産物や海産物は、すべて産地からいったん卸売市場に搬入する必要があった。それが法改正により、この規制が廃止され、商品を産地で卸売りをすることも可能になった。

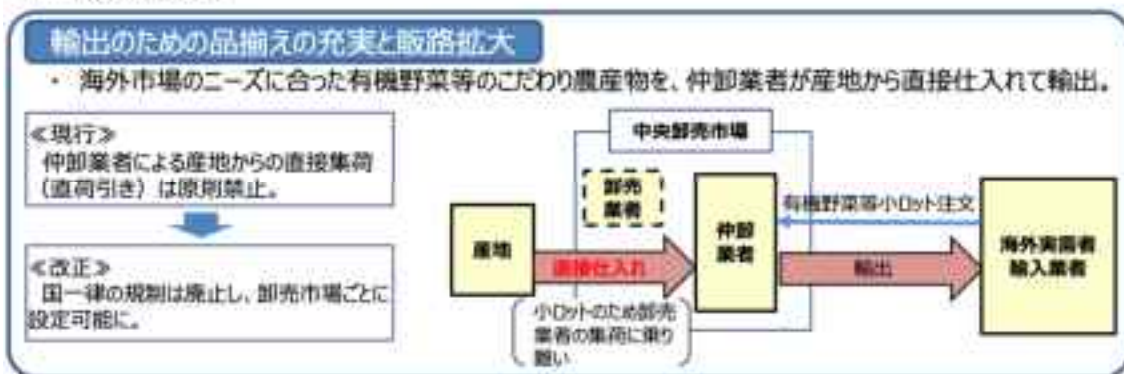
また、これまで中央卸売市場を開設することができるのは、都道府県や人口20万人以上の都市の自治体のみだった。それが法改正により、「中央卸売市場を民間業者も開設可能」になった。そのため、一般の法人であっても、認定基準や認定要件を満たせば、農林水産大臣が開設者として認定し、中央市場を開設することが可能

になった。

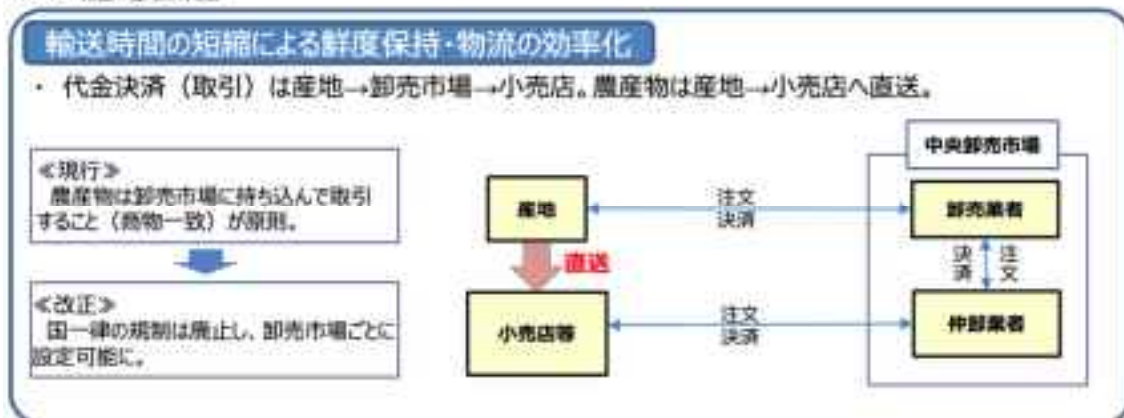
今回の法改正の中で「商物一致の廃止」は卸売市場に大きな転換をもたらす可能性がある。物流の整備や輸送方法の変化、物流の効率化の点から商物一致原則の廃止は避けられず、また、それをサポートするITの高度化などにより、産地から小売店へ直接商品を納品したり、これまで取引できなかった産地と取引したりできるようになることで新しい取引を創出するチャンスが生まれ、卸売市場の「流通拠点」としての重要性が高まる可能性もある。

以下には、農林水産省が想定している卸売市場法改正により期待されているビジネスモデルを掲載している。

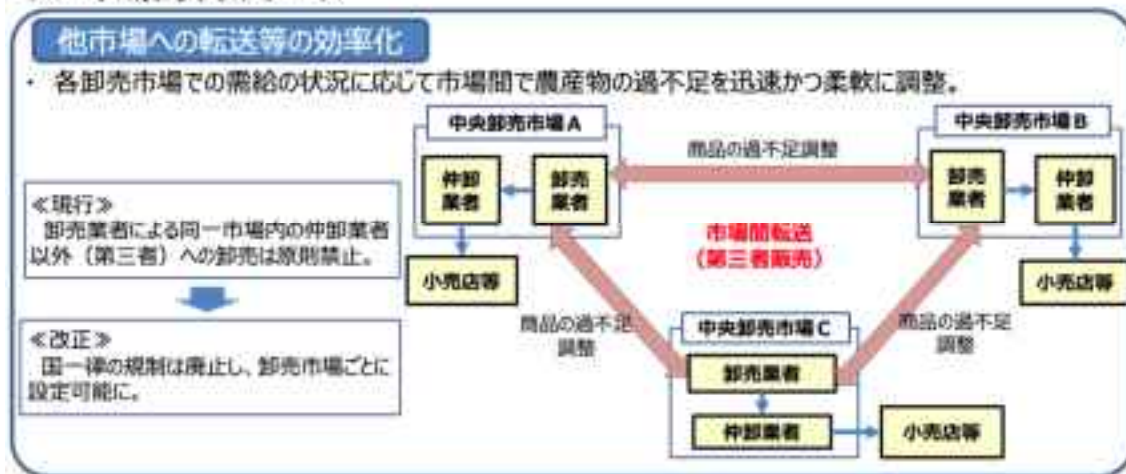
## 1. 輸出促進



## 2. 産地直送



### 3. 市場間ネットワーク



(出典：農林水産省 - (参考)卸売市場法改正により期待されるビジネスモデル)

#### (7) 卸・仲卸業者の経営環境

ア．中央卸売市場卸売業者の営業収支（総売上高に対する割合）の内訳（令和2年度）

下表の通り、売上総利益率が一番大きい花きでさえ 10%未満であり、販売費及び一般管理費率がほぼ売上総利益率と同程度のため、営業利益率が 1%を超えている部門はない。



(単位：億円、%)

	青果	水産	食肉	花き
取扱高	18,707 (18,112)	12,475 (13,725)	2,672 (2,663)	1,028 (1,105)
売上総利益	6.57 (6.57)	5.41 (5.00)	4.27 (4.28)	9.73 (9.77)
委託手数料	4.38 (4.54)	0.65 (0.71)	3.24 (3.22)	7.51 (7.62)
買付収益	1.93 (1.69)	3.59 (3.22)	0.50 (0.46)	0.84 (0.87)
兼業収益	0.25 (0.34)	1.17 (1.06)	0.53 (0.60)	1.38 (1.28)
販売費・一般管理費	6.16 (6.56)	5.05 (4.88)	4.20 (4.28)	9.88 (9.83)
うち 市場使用料	0.49 (0.51)	0.37 (0.36)	0.19 (0.42)	0.28 (0.78)
出荷奨励金	0.71 (0.74)	0.02 (0.02)	0.91 (0.87)	0.09 (0.08)
完納奨励金	0.85 (0.87)	0.20 (0.20)	0.19 (0.18)	0.07 (0.05)
人件費	2.74 (2.52)	2.89 (2.39)	2.13 (1.77)	6.40 (5.62)
集荷販売費	0.56 (0.86)	0.59 (0.62)	0.07 (0.11)	0.69 (0.91)
営業利益率	0.41 (▲0.01)	0.36 (0.12)	0.07 (▲0.01)	▲0.15 (▲0.06)

資料：中央卸売市場卸売業者の事業報告書による。

(注) 1. ( ) 内は前年度

2. 取扱高は兼業を含まない。

3. 人件費は「役員報酬」、「従業員給料手当」、「福利厚生費」、「退職給付金」、「退職給付引当金繰入」、「役員賞与」、「退職金(役員)」、「役員退職慰労引当金繰入」、「その他人件費」の合計である。

4. 集荷販売費は「旅費交通費」、「通信費」、「運搬費」、「受託品事故損」、「会議費」、「交際費」の合計である。

## イ．中央卸売市場卸売業者のうち営業損失・経常損失を計上した企業の割合(令和2年度)

	青果	水産物	食肉	花き
営業損失	17.9%	41.8%	70.0%	55.6%
経常損失	13.4%	16.4%	30.0%	33.3%

資料：農林水産省大臣官庁新事業・食品産業部食品流通課調べ

## ウ．中央卸売市場仲卸業者数の推移

平成22年度と令和2年度と比較すると、全ての区分で仲卸業者の数は減少しているが、特に水産物においては、令和2年度の仲卸業者の数が平成22年度の約60%程度に減少している。

区分	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
青果	1,586	1,322	1,498	1,453	1,394	1,337	1,304	1,279	1,267	1,235	1,249
水産物	2,406	2,293	2,193	2,036	1,854	1,782	1,706	1,646	1,550	1,512	1,495
食肉	78	79	79	79	69	67	63	59	58	54	54
花き	100	97	88	88	85	80	76	77	76	74	74
その他	49	48	46	45	44	42	42	40	40	9	3
計	4,168	4,009	3,874	3,665	3,413	3,279	3,161	3,071	2,957	2,884	2,875

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

(注) 各年度末現在の業者数である。

## エ．中央卸売市場仲卸業者の経営動向（1事業者当りの平均、法人企業）

(単位:億円、%)

区分	項目	年度	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
青果	売上高		12.2	12.4	12.5	13.2	13.5	14.2	16.5	16.8	16.8	16.1	18.3
	粗利益率		11.7	11.9	11.9	12.0	12.1	12.0	12.0	12.2	12.7	13.1	12.8
	人件費率		6.1	6.0	5.9	5.8	5.8	5.6	5.4	5.5	5.6	5.8	5.7
	営業経費率		5.6	5.7	5.9	6.0	6.0	5.9	6.0	6.2	6.5	6.6	7.5
水産物	営業利益率		-0.0	0.2	0.1	0.2	0.2	0.5	0.7	0.5	0.6	0.6	-0.4
	売上高		7.1	7.2	7.2	6.7	7.2	7.6	7.8	8.0	8.2	8.2	7.7
	粗利益率		12.5	12.3	12.3	12.6	12.5	12.2	12.3	12.7	12.5	12.9	13.2
	人件費率		6.7	6.6	6.9	7.0	6.8	6.6	6.7	6.7	6.6	6.9	7.4
水産物	営業経費率		5.8	5.7	5.8	5.6	5.5	5.5	5.5	5.6	5.8	6.0	6.2
	営業利益率		-0.0	-0.0	-0.4	0.0	0.0	0.1	0.1	-0.1	0.0	0.0	-0.5

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

(注) 1. 各比率は売上高に対する構成比である。

2. 営業経費率は、人件費を除いたその他の営業費の割合である。

3. 令和元年までは法人企業及び個人企業である。

4. 令和2年度からは、法人企業のみデータであるため令和元年度までとは連続しない。

## オ．中央卸売市場仲卸業者の法人企業のうち営業損失・経常損失を計上した企業の割合(令和2年度)

水産物・花きで70%前後、青果でも50%超の仲卸業者が営業損失を計上している。

	青果	水産物	食肉	花き
営業損失	56.6%	68.7%	25.8%	70.1%
経常損失	39.5%	54.5%	19.4%	55.2%

資料：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

## ( 8 ) 空室解消対策の実施

市場の取扱量・取扱高の減少等に伴い、市場内に入居する仲卸業者及び関連業者等が、市場施設から退去したため事務室等に空きが発生している。この状況は、多くの中央・地方卸売市場とも同様である。このため、これまでは市場に関連する事業者のみを誘致していたが、市場の関連事業者だけでなく、様々な業態の事業者に対する入居の募集を行っている。

## ( 9 ) 環境に配慮した市場

市場運営に伴う環境負荷の低減に関して、環境負荷低減に係る目標・方針を策定している中央卸売市場開設者は、全体の約 4 割にとどまっており、約 5 割については策定予定もないとしていた。

目標等を策定しない理由としては財政的な理由をあげている開設者が多い。

実際的な取組としては、リサイクル施設や太陽光発電施設の導入が多くなっている。

( 出典：農林水産省 - 卸売市場をめぐる情勢について (平成 26 年 7 月) )

卸売市場はその経済活動に伴ってエネルギーを大量に消費し、食品廃棄物やプラスチック廃棄物等を大量に排出する施設である。そのため、市場運営に伴う環境負荷の低減に関して、積極的に取り組むことが求められる。

多くの卸売市場では、廃棄物のリサイクル施設、太陽光発電施設、市場内の車両の電動化、LED照明の導入等の様々な取組が進められてきている。

卸売市場においては、関連施設の整備、運用が市場経営に及ぼす影響等も考慮しつつ、二酸化炭素の排出量や廃棄物の削減など環境負荷の低減に係る具体的な数値目標や方針等を策定した上で、市場関係者がそれぞれ適切な役割を果たし、市場全体として重点的かつ計画的な取組を推進することが必要である。

## ( 10 ) 修繕等の必要性

主要建築物の老朽化・物流動線の煩雑化などにより、多くの卸売市場の市場内の施設の修繕等の必要性が高まっている。

#### (11) 品質衛生管理の徹底への取り組み

食品衛生法の改正により、原則としてすべての食品等事業者が一般衛生管理に加え、H A C C Pへの対応が求められる。卸売市場内の卸売業者、仲卸業者も食品流通業に関わる者として制度の対象となっており、「H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む必要がある。

卸売市場で扱う生鮮食料品は、管理に適した温度帯が異なることなど、さまざまな特性を有している。こうした商品の特性に合わせた品質衛生管理を行うために、売場や保管施設における温度帯管理や荷さばき時の衛生管理等について体制を強化していく必要がある（出典：「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」を一部修正）。

また、品質管理向上のためには、コールドチェーンを確立するための施設整備が必要である。コールドチェーンとは、輸送も含め生産地から卸売市場等中間物流拠点及び消費地まで、一貫して低温を保ったまま流通させる仕組みのことである。既に整備済みの市場においては、引き続き、施設の適正、有効活用を図り、未整備の市場においては、必要に応じて施設整備をする。

#### (12) 他の中央及び地方卸売市場との連携

「立地、機能に応じた市場間での役割分担と連携強化（農林水産省：平成26年12月）」では、各市場の役割に応じた市場間連携のあり方について、以下のような課題があるとされている。

- ・各市場が取引する生産者や実需者のニーズに的確に対応しつつ、かつ、それぞれの地域内に生鮮食料品等を安定的に供給するため、双方向での集荷共同化や、販売の相互連携など効果的な市場間連携を推進する必要があると考えられる。

- ・大都市の中央卸売市場と地方都市の卸売市場の連携においては、地方都市市場は大都市市場からの荷を受けるだけでなく、特色ある地域産品や差別化が可能な商品などの強みを活かした集荷・販売により、相互の共存共栄関係を築くことが重要である。

#### 4.1.3 札幌市中央卸売市場の現状

##### (1) 札幌市が抱える強み・弱み

第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトによる、札幌市中央卸売市場の現状把握や課題等の整理を行うためのS W O T分析に記載されている札幌市中央卸売市場の強み・弱みは以下の通りである。

###### <強み>

- 食料自給率 200%を誇る北海道の産地市場としての位置づけ
- 全国的な北海道産品のブランド力の認知
- 道内唯一の中央卸売市場
- 市場周辺に営業冷蔵庫、倉庫が集積
- 決済機能の充実
- 食の情報に関する集積基地
- 見学者通路の完備など、一般見学者に優しい施設

###### <弱み>

- 取扱数量の減少
- リテールサポートを含む営業力不足
- 商品開発力不足
- 市場関係事業者(開設者含む)の経営悪化
- 厳しい労働環境による人材確保の困難化
- 市場関係事業者の高コスト体質
- 場内の物流動線が未整備、集荷、配送、転送に対応した施設の未整備
- 加工施設の未整備
- 市場施設の低い稼働効率
- 品質管理棟に関する施設整備が不十分  
(H A C C P対応、コールドチェーン化等の遅れ)

##### (2) 札幌市の人口



札幌市の人口は2040年には183万人になり、2015年の195万人から12万人減少することになる。年齢別では、65歳以上の高齢人口が2015年の48万人(全体の約25%)から2040年には69万人(全体の約38%)になっている。

(出典：第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト)

### (3) 札幌市の取扱高推移

#### ア．青果部

青果部の取扱数量及び金額は、増減を繰り返しほぼ横ばいに推移していたが、ここ数年は減少傾向にある。



イ．水産部

水産部の取扱数量は、若干の増減はあったものの減少傾向にあり、取扱金額についても、数量と同様に減少傾向にあったが、ここ数年は単価高の影響により、取扱金額はほぼ横ばいになっている。



#### (4) 空室解消対策の実施

札幌市中央卸売市場においても、市場の弱みに記載されている通り事務室等に空きが発生している。そのため、これまでは市場に関連する事業者のみを誘致していたが、市場の関連事業者だけでなく、様々な業態の事業者に対する入居の募集を行っている。

#### (5) 環境に配慮した市場

市は、環境方針を設定している。具体的には以下の事項について積極的に取り組むこととしている。

取組内容の具体例	取組項目 具体例
自動車利用の抑制	公共交通機関の優先利用、自転車の活用、自動車の相乗り、効率的な輸送手段へ転換（モーダルシフト）、走行ルートの短縮化、共同運行、その他
エコドライブの推進	アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす、日常点検の実施、その他
みどりの推進	事業実施で排出するCO <sub>2</sub> を吸収・固定(カーボンオフセット)させるため植樹等緑化活動の実施、地域団体の植樹等緑化活動への参加・支援、その他
グリーン購入の推進	必要最小限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達、その他
省エネルギーの推進	省電力設備・製品の利用、エネルギーの高度利用（ヒートポンプ、コージェネレーション等）、施設の省エネルギー改修（ESCO 事業等）、その他
新エネルギー、自然エネルギーの導入	太陽熱・バイオマス熱・地中熱・雪氷熱等の利用、太陽光発電・風力発電・バイオマス発電等の実施・利用、その他
廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理	使い捨て商品の利用抑制（詰め替え商品や繰り返し使える製品の選択など）、過剰包装の抑制（包装紙・袋の削減、レジ袋の削減、梱包資材の削減・再使用など）、ごみ分別の徹底、不要となった紙類の資源化、廃棄物の適正処理、その他
環境法令の遵守	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、札幌市生活環境の確保に関する条例等の環境法令の適用確認及びそれら法令に基づく届出提出や規制基準・作業基準の遵守
自然環境の保全	事業に伴うみどりの減少の抑制、その他



環境産業の育成	地産地消の流通・消費拡大、間伐材残材の活用、その他
美化活動の推進	イベントに関わる清掃活動、その他

札幌市中央卸売市場においては、リサイクル施設や太陽光発電施設の導入を図り、以下のような取り組みを行っている。

#### ア．太陽光発電施設の整備・運用

##### 【取組概要】

太陽光発電施設発電出力 327kW

(整備年度平成 23～24 年度)

- ・太陽光パネル 1,440 枚(設置面積 1,434.4 m<sup>2</sup>)
- ・市場のセンターヤードのトップライトに設置
- ・整備費用約 464,000 千円

##### 【施設の活用】

全量を電力会社に売電。

災害時、非常用電源として、市場業務の継続や周辺住民等への給水として活用

発電状況や実績について確認モニターを市場内に設置し、市場来場者等への環境教育に活用

##### 【効果 ( R 3 年度実績 )】

発電量 342,378kWh 売電収入 15,065 千円/年

Co 削減効果 205,769kg Co /年

北海道電力(株)の Co 基礎排出係数(2022 年 2 月改定)により算定

#### イ．資源リサイクル施設の整備・運用

【取組概要】

資源リサイクル施設

- ・ 野菜・果物くずを破碎・圧搾・乾燥し、飼・肥料化
- ・ 乾燥機燃料木質パレット等の木質系廃棄物を利用
- ・ 処理能力野菜・果物くず 7.0 t /日

木質パレット 3.0 t /日

製造物 0.6 t /日

- ・ 整備費用 438,727 千円

【効果（R 3年度）】

野菜・果物くず 719 t 削減

木くず 426 t 削減

ウ．発泡スチロール減容設備の整備・運用（市場協会による運用）

【取組概要】

発泡スチロール減容機（2台）

- ・ 廃発泡スチロールを減容、インゴット化し、売却
- ・ 処理能力

（ア）120kg/時

（イ）100kg/時

- ・ 整備費用

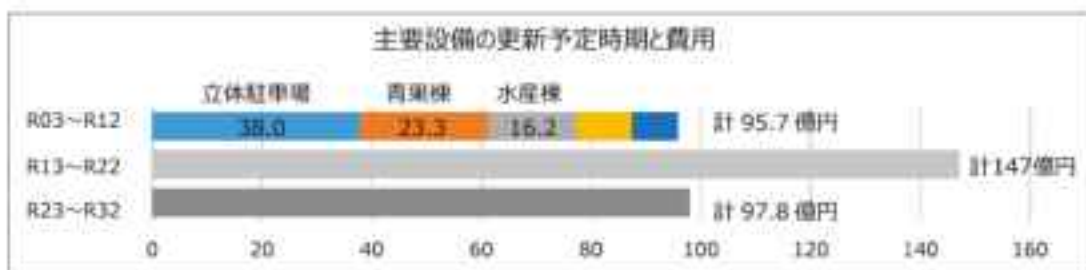
(ア) 令和3年リース先より買取 615,366円(税込・耐用年数2年)

(イ) 令和2年更新(購入) 11,971,300円(税込・耐用年数8年)

廃発泡インゴット処理数 137t(令和4年度見込)

### (6) 修繕費の増加が見込まれる市場施設

令和3年度以降水産棟の受配電設備や劣化の進んでいる立体駐車場の防水工事などを実施予定。令和13年度からは、水産棟と青果棟の給排水設備や各エレベーターの更新時期が到来するなど、修繕費の増加が見込まれている。



#### 4.1.4 監査結果

##### (1) せり売割合の基準について

###### ア. 概要

札幌市中央卸売市場業務規程第42条第1項において、

第42条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

と規定されている。また、同第42条第1項2号により

(2) 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として市長が別に定めるものとして、毎日の卸売予定数量のうち市長が別に定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

と規定されている。なお、農林水産省によるせり・入札取引の割合(金額ベース)は以下の通りである。

せり・入札取引の割合(金額ベース)

項目 年度	青果			水産				食肉	花き
		野菜	果実		鮮魚	冷凍	塩干加工		
H15	26.5	26.2	27.7	24.6	40.8	16.6	6.6	90.7	58.0
16	25.3	24.9	26.4	23.1	38.1	16.3	6.2	90.7	50.8
17	24.9	24.1	26.4	23.2	37.8	16.3	6.5	91.3	47.5
18	21.6	20.6	23.8	21.6	36.0	15.0	4.7	90.9	43.8
19	20.3	18.8	23.5	21.3	35.5	14.2	4.9	87.3	40.3
20	18.7	17.3	21.4	20.8	34.7	13.9	4.5	85.8	37.5
21	17.7	16.7	19.8	20.2	33.5	13.9	4.5	86.0	35.9
22	17.1	15.9	19.9	19.8	32.4	13.5	4.9	86.1	31.7
23	14.9	13.4	18.0	19.9	32.5	15.8	3.5	84.7	29.7
24	12.6	10.6	16.8	19.0	31.4	12.5	5.0	86.1	28.8
25	11.6	9.8	15.7	17.9	29.5	12.1	4.5	86.6	27.0
26	11.2	9.4	15.2	17.6	28.8	11.2	4.9	86.3	25.0
27	10.6	8.8	14.6	17.1	27.6	11.0	5.0	87.2	23.0
28	10.5	8.9	14.4	16.2	26.2	10.5	4.6	86.1	21.5
29	10.0	8.4	13.6	15.5	24.8	9.8	5.1	84.7	19.8
30	9.4	7.7	13.0	15.0	23.4	9.8	5.2	85.6	19.8
R1	8.8	7.0	12.4	14.6	23.1	9.7	4.5	86.2	18.0
2	8.5	6.8	11.9	12.5	21.5	7.2	3.5	86.6	16.6

(出典：卸売市場データ集(令和3年度版) - 農林水産省)

これに基づき、札幌市中央卸売市場ではそのせり・入札取引の割合について一定の基準を決めている。今般の新型コロナウイルスによる対面での取引を避けるため、相対取引の割合が高くなり、その一定の基準に満たないケースもあったが、これを例外として認めていた。これについては、札幌市中央卸売市場業務規程第42条第3項に規定されている。

- 3 前2項の規定にかかわらず、卸売業者は、第1項各号に掲げる物品について、次に掲げる場合であって市長が指示したときは、市長が指示した取引方法によらなければならない。
- (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
  - (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
  - (3) 災害の発生により生鮮食料品等の円滑な流通が阻害されるおそれのある場合

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(4) 感染症等の発生又は拡大を防止するために取引参加者間の接触を軽減する必要がある場合</li><li>(5) 市場施設の損壊等により取引参加者の安全の確保が困難となるおそれがある場合</li><li>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示することが適切と判断した場合</li></ul> |
|--|

イ．監査結果（意見）

今回の新型コロナウイルスの状況下での取引については上記第3項4号に基づいており、特に問題とは思われない。

一方、この一定の基準について、市においては長い間変更されていない。これについては、大型需要者のニーズに応じて相対取引が増加するなど市場の環境が大きく変化しており、一定の基準の見直しについて随時検討する必要があると思われる。市場の経営展望や取扱物品の需給動向等も踏まえて、柔軟かつ戦略的に設定することが必要であると思われる。

(2) 仲卸業者、卸売業者の市場使用料の負担について

ア．概要

札幌市中央卸売市場において、仲卸業者、卸売業者等の市場使用料は、各業者の売上高に応じて課される売上高割使用料と、施設使用料、光熱費等に分かれている。

特に、売上高割使用料については各業者の売上高に応じて課されるものであり、売上高の把握が必要となる使用料である。

イ．監査結果（意見）

卸売業者、仲卸業者等の売上高の把握は、上記の通り売上高割使用料の決定に欠くことにできないものである。

この点、札幌市中央卸売市場では、卸売業者の売上高は、毎月報告される月報により把握しているとのことであり、また仲卸業者の売上高割使用料は、直荷引きと呼ばれる、いわゆる市場外仕入の金額に応じて賦課しており、直荷引き金額については、毎月10日までに各社から報告を受けて把握をしているとのことであった。

しかし、売上高の把握については、各社からの報告だけに依存するのではなく、管理者からも売上高や仕入れ金額に過誤、不適切な報告がなされていないかチェック体制の構築が望まれる。

### (3) 市場内で各業者が使用する運搬車両について

#### ア．概要

卸売業者や仲卸業者をはじめとする札幌市中央卸売市場を利用する業者は、市場内でフォークリフトやトラック、ターレット式運搬自動車などの運搬車両を使用することとなるが、場内を走行する運搬車両については、市が定める業務規程、秩序保持要領等に基づき、市場協会が構内運搬車両及び運転者登録規則を定め、市場協会が登録証等（構内運搬車両登録証及び構内運転許可証）を発行して管理している。

#### イ．規程等

市場内の運搬車両に関する規程等は、以下のとおりである。

#### 業務規程（抜粋）

##### （市場秩序の保持等）

第 82 条 市場への出入、市場施設の使用、物品の搬入、搬出、場内の運搬並びに車両の通行及び駐車については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用、物品の搬入、搬出並びに車両の通行及び駐車を禁止することができる。

第 83 条 取引参加者及び市場入場者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者又は市場入場者に対し入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

#### 札幌市中央卸売市場秩序保持等に関する要領（抜粋）

##### （目的）

第 1 条 この要領は、札幌市中央卸売市場業務規程（以下「業務規程」という。）

第 82 条及び第 83 条に規定する事項の細目を定め、市場内における公共の利益及び秩序の保持を図りもって市場における業務の適正かつ円滑な運営を確保すること

を目的とする。

(交通規制)

第2条 業務規程第82条第1項に規定する市場に出入りする車両の通行及び駐車にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一般社団法人札幌市中央卸売市場協会入場車両登録規則(以下「入場車両登録規則」という。)により登録した車両以外は市場内に入場及び駐車をすることができない。ただし、中央卸売市場長(以下「市場長」という。)が特に許可した場合はこの限りではない。

業務規程第4条で定める休市日及び休市日以外の日に開場しないことと定めた日における車両の入場及び駐車は禁止する。ただし、市場長が特に許可した場合はこの限りではない。

2 市場長は、市場業務の適正な運営を確保するため必要と認めるときは、入場車両登録規則に定める入場車両登録証(以下「ステッカー」という。)の発行区分により、入場及び駐車を制限することができる。

(禁止行為)

第3条 業務規程第83条第1項に規定する市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為とは次に掲げるものをいう。

他人の売買行為を故意に妨害すること。

他人の物品を棄損し、又は搾取すること。

「ごみ」及び「残し」類を持ち込み投棄すること。

暴行、傷害、詐欺、横領、賭博、脅迫等の行為を行うこと。

市長の許可なく、市場において物品及び食品類の販売を行うこと。

第2条に定める交通規制に違反すること。

市職員、青果部運営協議会若しくは水産協議会の秩序保持に係る委員又は当該委員から委嘱された者及び一般社団法人札幌市中央卸売市場協会(以下「市場協会」という。)職員(以下「市職員等」という。)の指示に従わず、又は反抗的な言動をすること。

札幌市庁舎管理規則(昭和51年2月23日規則第6号)に定める禁止事項及びその他法令に違反する行為を行うこと。

その他前各号に類似すると市場長が認める行為を行うこと。

(違反行為の報告等)

第4条 市職員等は前条に掲げる行為があったと認めるときは、必要な措置を講ずるとともに必要に応じてその旨を市場長に報告するものとする。

(違反者に対する措置)

第5条 市場長は第3条に規定する禁止行為を行った者に対して、業務規程第83条第2項に定めるところにより、入場の制限その他必要な措置を採ることができる。

2 市場長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場協会に対し、交付したステッカーを無効とし、没収するよう指示するとともに、没収した日の翌日から14日以内の期間を定めてステッカーの再交付を禁止することを指示しなければならない。

ステッカーを他人に譲渡し、又は貸与していたとき。

申請内容を偽ってステッカーの交付を受けたとき。

他人が交付を受けたステッカーを使用したとき。

第3条に定める禁止行為を行ったとき。

3 次の各号に該当した場合、速やかにステッカーを返還しなければならない。



登録した車両を使用しなくなったとき。  
登録の資格がなくなったとき。  
附 則（略）

#### 札幌市中央卸売市場構内運搬車両運転者登録規則（抜粋）

##### （目 的）

第 1 条 この規則は、札幌市中央卸売市場（以下「市場」という。）における構内運搬車両（以下「運搬車」という。）を運転するもの（以下「運転者」という。）の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### （運転者の登録）

第 2 条 運転者は、一般社団法人札幌市中央卸売市場協会会長（以下「会長」という。）の行う登録を済ませ、構内運搬車両運転者登録証（以下「運転者証」という。）の交付を受けなければならない。

##### （運転者の登録資格）

第 3 条 運転者の登録を受ける者は、道路交通法に定める自動車運転免許取得者で、次の各号の一に所属するものとする。

卸売業者

仲卸業者

関連事業者

前各号のほか市場長が特に必要と認めた者

第 4 条以下 略

#### 札幌市中央卸売市場入場車両登録規則（抜粋）

##### （目 的）

第 1 条 この規則は、札幌市中央卸売市場（以下「市場」という。）に入場する車両の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

##### （入場車両登録証及びその発行区分）

第 2 条 入場車両登録証（以下「ステッカー」という。）は様式 1 によるものとし、その発行区分及び負担金の額は別表 1 のとおりとする。

##### （登録申請の手続き）

第 3 条 この規則に基づきステッカーの交付を受ける者は、次の各号に掲げる書類等を添えて一般社団法人札幌市中央卸売市場協会会長（以下「会長」という。）あて申請しなければならない。

入場車両登録申請書（様式 2）

車両検査証または軽自動車届出済証の写。

第三者の車両を借上げ使用するものは車両借上げ証明 書（様式 3）

別表 1 に定める負担金及び別表 2 に定める交付料

##### （ステッカーの交付）

第 4 条 会長は登録申請のあった場合、この規則に基づく審査及び必要な調査を行い、適合すると認めたときはステッカーを交付する。

第 5 条乃至第 7 条 略

##### （ステッカーの貼付する位置）

第 8 条 交付を受けたステッカーは、フロントバックミラーの裏面に貼付するものとする。  
(ステッカーの譲渡及び貸与の禁止)  
第 9 条 ステッカーは第三者に譲渡し、または貸与してはならない。  
(ステッカーの有効期限)  
第 10 条 ステッカーの有効期限は 1 年間とし、1 年毎に登録の更新を行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この期限を変更することができる。  
第 11 条以下 略

以上の規程、規則等の通り、市場内で使用する車両及び車両を運転する者は、市場協会が定める構内運搬車両規則及び運転者登録規則に基づき、市場協会から構内運搬車両登録証及び構内運転許可証の交付を受け、車両の使用及び運転をすることとなる。

なお、これらの規則に違反して未登録の車両を走行させたり、運転許可証の交付を受けずに市場内で車両の運転をした場合には、札幌市中央卸売市場秩序保持等に関する要領第 3 条及び第 5 条により、ステッカーの没収、入場の制限その他必要な措置を採ることとなる。

#### ウ．監査結果

##### (ア) 市場内で使用する運搬車両登録証について (指摘)

施設損壊届の報告書によれば、市場内で使用するフォークリフトのうちの 1 台が事故を起こした際、場内運搬車両登録証が 6 年も期限切れとなっていたことが判明した。この件に関し、担当課からは、場内運搬車両の登録確認について、市場の出入り口で市場協会の交通防犯職員がステッカーの有効期限を確認しているが、遠方からの目視のために発見できなかったものであり、場内パトロールでも有効期限を確認している、との回答がなされた。

しかし、市場内に多数存在するフォークリフトをはじめとする運搬車両すべてについて貼付されているステッカーを市場出入口において目視で確認することは事実上不可能であり、パトロールで場内すべての車両の登録証の期限を確認することにも人員、時間上限界がある。

しかも、札幌市中央卸売市場入場車両登録規則第 10 条の通り、ステッカーの有

効期限は1年間であり、1年毎に更新が必要であるうえ、第2条に定める負担金、交付料を支払う必要があるのであるから、市場内の運搬車両が登録および更新が適正になされていること及びその管理は強く要請されているといえる。

そのため、登録車両を一元的にデータベース等で管理し、登録期限が切れた車両については再登録を催告するなどの仕組みの導入を検討すべきである。

#### (イ) 場内での交通事故について(意見)

場内での事故報告書によれば、フォークリフト運転による交通事故が複数発生しており、事故を起こした運転者が構内運搬許可証を取得していないケースが散見される。

上記札幌市中央卸売市場構内運搬車両運転者登録規則により、市場協会によって構内運搬車両運転者登録証の交付を受けていない者は市場内での運転が禁止されており、これが遵守されていないケースが複数あり、事故の原因となっている可能性がある。

市場内でのフォークリフト等の運搬車両の運転については、許可証のない者の運転を禁止することを徹底すると共に、許可証の交付を受けていない者が運転していた場合には札幌市中央卸売市場秩序保持等に関する要領第5条により、「必要な措置」として雇用主である卸売業者、仲卸業者その他の業者に対して何らかのペナルティーを科して、許可証の実効性を担保することが望ましいと考える。

また、許可証の取得および更新時には、市場内で発生している交通事故の状況の説明をするなどして注意喚起するとともに、講習会などを実施して、事故の防止につながる施策を講じることが望ましい。

#### (ウ) 市場内での施設損壊事故について(意見)

市場内で発生した事故に関連して、市場の施設が損壊した場合には、当該事故を発生させた業者に対して施設損壊届を提出させている。しかし、施設の修理状況については報告書が添付されておらず、修理状況や修理完了の確認状況などが把握できない状態となっている。

修理を実施した場合には、修理を実施した業者又は損壊した業者に修理状況報告書を提出させることが望ましい。

#### (4) 市場内の防災管理点検について

##### ア．概要

札幌市中央卸売市場では、外部事業者には防災管理点検の実施を委託しているが、防災管理の点から市場の設備及び体制、組織上に複数の不備が指摘されている。

##### イ．監査結果（指摘）

防災管理点検で指摘された具体的内容は、消防計画が現状に即して変更されていない点、自衛消防組織が設置されていない点、地震避難訓練がなされていない点、転倒防止措置や備品落下の防止措置がなされていない点、避難経路に物がおかれている点、などである。

また、監査人らが実施した施設視察でも、消火設備設置個所の前に商品が山積みされているなどの不適切な状況が見られた。

いずれの項目についても、災害、火災発生時には直ちに人命の危険に直結する問題である。また、防災訓練の不実施は被害の拡大を生じさせるもので、いつ発生するかわからない地震災害、また火災等に現状では対応できない可能性があり、これらの不備の指摘の改善は急務である。直ちに不備の指摘があった点を改善すべきである。

#### (5) 市場における警備員の配置について

##### ア．概要

札幌市中央卸売市場では、複数の出入り口があり、市場協会の職員である警備担当者が入退出者の管理を実施しているが、警備員が常駐していない時間帯もあり、警備上、衛生上問題がある。

##### イ．監査結果（意見）

市場構内の警備を行っている警備担当者は、市場協会の職員である。市場の主な出入り口に警備員詰所があり、市場で取引が行われ、関係者の出入りが活発である早朝から午前中にかけては警備員が常駐しているのに対して、関係者の出入りが希薄となる午後の時間帯には警備員が常駐しておらず、事実上誰でも市場に出入りが可能な状態となっている。

市場は生鮮食品等を取り扱い、衛生管理を徹底する必要があるところ、このような状況では警備上、衛生上問題があるというべきである。

この点については、開設者と場内事業者で長い時間かけて議論してきた経緯があり、警備員の配置のほかにも管理センターの位置変更も含む出入口の集約、E T Cのようなシステム導入による車両入退場管理の徹底、自動認証システムの導入による入退場者の管理などについて、様々な機会をとらえて場内で議論してきた経過があるとのことであるが、いずれの方策も費用面や運用面での課題を多く抱えており、結論には至っていないとのことであった。

24 時間体制ですべての出入り口に警備員を常駐させることは費用・運用の面から困難であるが、効果的な方法の検討を継続して、実効性のある警備体制の構築をすることが望ましい。

## (6) 水産検査員の人選について

### ア．概要

札幌市中央卸売市場では、卸売業者・仲卸業者等の生鮮食料品の取扱い等について検査員を配置して、日々の取引・流通状況の検査を実施している。なお、検査員は会計年度任用職員として水産・青果合わせて6名の係員が検査を実施している。

### イ．監査結果（意見）

水産の検査員3名について、履歴書等を確認したところ3名とも札幌市中央卸売市場の卸売業者である曲々高橋か丸水の出身者である。

専門性の高い職種であるため、やむを得ない部分もある旨は承知するが、検査員は中立厳正に検査を実施する必要があることから、本来的には検査を受ける側であ

る卸売業者の出身者が検査員となることは利益相反の問題を生じると考える。札幌市中央卸売市場の卸売業者出身者以外の者も登用する努力をすることが望ましい。

(7) 市場の事業継続計画(BCP)について

ア. 概要

第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトにおいて市場の事業継続計画については以下の取組を検討している。

○日々の備え

課 題		取 組
全 般	事業継続のための 人員体制の検討	○市場全体の事業継続計画(BCP)の策定や各事業者のBCP策定に関する啓発 ○策定した計画の適宜見直し
地 域	非常時に使用する 設備等の使い方の 周知と訓練の実施	○災害に対する意識向上やBCPの確実な運用のための防災訓練等の実施 ○緊急時の連絡体制の整備
業	市場の電源維持体 制の構築	○保管施設や輸送手段を確保するための災害に強い設備体制の検討(各施設間で電気を融通する仕組みの構築、多様なエネルギーの導入検討)
感 染 症	感染症拡大防止に 必要な物資の備蓄	○災害発生時に必要となるマスクやアルコール等の物資の計画的な備蓄

○発生時の対応

課 題		取 組
全 般	被害の状況や取引 方法の変更等を関 係者に周知する体 制の構築	○緊急災害対策連絡会議等により、迅速かつ統一的な情報共有 ○BCPに基づき、関係事業者の安否確認や施設の安全確認の実施 ○状況に応じて、全国中央卸売市場協会災害時相互応援協定等へ支援要請
	安全の確保と市場 機能維持との調整	○災害の種別、被害状況及び被災の期間等に応じた対応(取引手法の変更など) ○商品の適切な管理のため、市場内及び周辺の敷地内に保管場所を確保

令和4年10月の豊洲市場にある屋外駐車場で車13台が焼ける火事があった。東京消防庁によると、屋外駐車場でトラックなど計10台以上が燃えたとみられ、約1時間後にほぼ消し止めた。けが人はなかった。また警視庁によると、荷受けに来たとみられる50代男性のトラックが火元で、男性がエンジンをかけたまま車を離れた

際に出火し、付近の車も焼けたという。市場建物への延焼はなかった。今回のケースでは、市場の取引に影響は少なかったとみられる。

#### イ．監査結果（意見）

今回のケースのように、卸売市場外では通常の活動が行われているが、卸売市場エリア内で取引ができない状況になった場合等の代替地による卸売市場の一時的な開設及び一時保管施設についての検討等がされていないようである。そのため、このようなケースも織り込んだ事業継続計画の検討が必要である。

### （８）市場外のトラックの待機について

#### ア．概要

札幌市中央卸売市場の青果棟に接している環状通（市場側）に市場関係トラックが違法な駐車あるいは一時停止をしているのが散見される。同時に、市場内の北側屋外駐車場を見ると、一般車両とともにトラックがほぼ満車状態で駐車され、また、水産棟や青果棟横にも数多くのトラックが横付けされている。



## イ．監査結果（指摘）

この原因は、場内における輸送動線の錯綜、複雑な仕分け作業の発生など荷物の搬入・搬出するトラックが一時的に市場に入りきれなくなっていることを原因としていると思われる。

事故を未然に防ぐためにも、車両の動線の再検討や車両の一時的退避エリアを確保する等の対策が必要と思われる。

## （９）市場と農政との関係強化の必要性

### ア．概要

札幌市中央卸売市場の第２次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトにおける札幌市中央卸売市場活性化の取組の地域経済に貢献する市場において、取引の強化として販売力・集荷力の強化が挙げられ、市場関係事業者による新たな取り組みとして、「生産者と実需者を結ぶコーディネート機能の強化（生産者支援） - 規格外品や未利用魚等を活用した生産者支援や生産者との実需者のマッチング」、「一次加工や中食等のニーズに対応した商品開発 - 川上、川下からの情報が集まる場の利点を活かした商品開発」「北海道産品の道外での販売強化 - 北海道産品を首都圏や海外などへの販売を強化していくための取組」等が取組事業例とされている。

また、札幌市農政部の第２次さっぽろ都市農業ビジョン（平成 29 年 1 月）におけるアクションプランにおいても、市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」の農業経営の安定化(生産力と販売の強化)への特色ある農産物の生産振興の施策は、「消費者ニーズに沿った生産支援 - 消費者や実需者のニーズに的確に対応した農産物を選定し、地域に適合した作物・品種の生産普及に努める」あるいは「地域資源のブランド化推進 - 地域の特性を生かした農産物のブランド化を推進する」等が取組内容とされている。

## イ．監査結果（意見）

両者には、消費者ニーズに沿った生産支援、農産物のブランド化あるいは食育の観点等共通の取組が掲げられているが、監査をする中で、現状では市場と農政部での連携が十分とられているとの認識には至らなかった。



札幌の魅力ある市場づくりのためには、市場関係者(卸売業者、仲卸業者及び市場開設者等)が連携、情報交換し、これまで集荷していなかった産品について、産地にアプローチし市場出荷へ誘導する。また、これから増産、ブランド力強化を目指す産品について市場の流通網を活かして販売拡大を図る必要がある。

また、実需者の要望に基づく販路開拓販売店など川下が持つ意見、情報等を収集し、新たな品目、生産方法、ブランド化の検討など、産地にフィードバック、提案するなど産地との連携を図り、実需者が求める品揃えを目指す必要もある。

この際には、農業関係者(ＪＡや農業従事者)だけでなく、札幌市の農政部も一緒になって実需者が求める品揃えを整えられるよう農業従事者のサポートをする。

また、食育の観点から、小中学校の給食への地場産品の供給をさらに進めるとともに、魅力ある市場及び札幌の農業を知る機会として札幌市中央卸売市場の見学とさっぽろさとらんどの見学をパッケージで行う等も検討する必要があると思われる。

このような連携した取り組みができれば、食育だけではなく札幌の農産物のブランド化などにも寄与できると思われる。

## (10) ITを活用した市場の活性化

### ア．ITを活用した市場のスリム化・集約化について

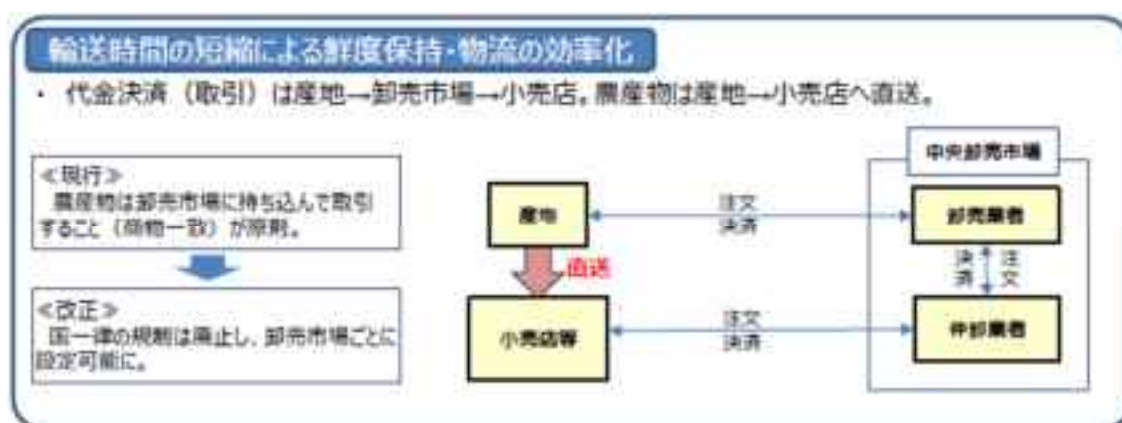
#### (ア) 概要

2020年6月に卸売市場法の改正が行われ商物一致の原則が廃止された。商品は卸売市場に持ち込んで取引すること(商物一致)が原則であったが、商物一致の原則の廃止により、現物を市場に搬入しないまま取引方法は卸売市場ごとに設定できるようになり、代金決済(取引)は産地 卸売市場 小売店、商品は産地 小売店へ直送することができる。

商物一致原則の廃止のひとつのメリットとしては、商品について卸売市場を通さずに済むため、輸送時間の短縮・輸送コストの削減等が期待されており、早くかつ新鮮に消費地に商品を届けることが可能になると考えられる。

しかし、上記撤廃により、各市場で一律に商物一致取引が禁止されたわけではなく、商物一致の原則を維持する場合には、各市場において条例等で規定することとなった。

札幌市中央卸売市場では、市場内事業者との協議により、従前の体制を維持することが適当と判断したため、商物一致原則は引き続き条例で規定することとし、例外的に一部商物分離取引を認めることとした。



（参考）卸売市場法改正により期待されるビジネスモデル（農林水産省）

一方で、札幌市中央卸売市場では、取扱数量の減少、市場施設の低い稼働効率、品質管理等に関する施設整備が不十分（第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトSWOT分析）などを弱みとして認識している。また、市場内の動線等についても経営展望策定委員会施設利用WGでは、場内における輸送動線の錯綜、複雑な仕分け作業の発生、品質管理等に関する施設整備が不十分であること等を問題点として認識している。

#### （イ）監査結果（意見）

札幌市中央卸売市場においては、前述のとおり、市場内事業者との協議を踏まえて商物一致原則を引き続き条例で規定することと判断しているが、一部の商品では商物一致の原則の廃止により、卸売市場を通さずに済むため、流通ルートの効率化や輸送時間の短縮、輸送コストの削減、市場の混乱の解消などが期待され、整然たる取引が可能となり、卸売市場に係るコストが相当削減される可能性もある。

しかし、商物分離取引においては、卸売市場の機能である価格形成機能（需要と供給を反映した生鮮品の価格を決定する公正で透明性の高い価格決定の機能）の明瞭性・適時性の維持に十分な配慮が必要であり、これに対応するためITの活用が不可欠と考えられる。

今後は、ITを活用した市場のスリム化・業務のスリム化についての検討が強く求められると思われる。

## イ．事務処理の簡素化

### （ア）概要

中央卸売市場においては、公正な取引を確保するため、卸売業者及び仲卸業者に対して、各種の申請、報告等の開設者への提出が課されており、開設者が業務規定により独自に課しているものもある。

### （イ）監査結果（意見）

次ページの通り、札幌市中央卸売市場においては、法令の規定のない多くの届け出については、不要あるいは随時としており、他の市場以上に事務処理の簡素化を図っている。

監査において各簿冊を通査したが、各提出書類は、大変ボリュームがあり、提出頻度が随時（実際は毎日）となっているものもある。これらは、ほぼ書面による届けとなっている。必要性・重要性について検討し、電子データでの提出を認める等さらなる事務処理の簡素化を図るべきであると思われる。

届出内容	法令による規定	業務規程(提出頻度)		
		A市場	B市場	札幌市
上場順位変更届出	なし	必要(随時)	不要	不要
支払猶予特約承認申請	なし	必要(随時)	不要【保存義務のみ】	不要【保存義務のみ】
仕切書・仕切金特約の届出	なし	不要	不要【保存義務のみ】	不要
販売条件等承認申請	なし	必要(随時)	不要	必要(随時)
販売担当者届出	なし	必要(随時)	不要【保存義務のみ】	不要(販売担当課は必要)
市場外施設設置届出	なし	必要(随時)	不要	不要
出荷・完納奨励金承認申請	なし	必要(随時又は年1回包括)	不要	必要(随時又は年1回包括)
販売原票の副本提出	なし	必要(毎日)	必要(毎日)	必要(毎日)
せり開始時刻前の卸売承認申請	なし	必要(随時)	不要	不要(該当なし)
せり開始時刻前の卸売結果報告	なし	必要(月1回)	不要	不要(該当なし)
相対品の予約相対取引に係る承認申請	なし	必要(随時)	不要	必要
相対品の予約相対取引に係る結果報告	なし	必要(月2回)	不要	必要(月1回及び年間報告)
売上高月計表	なし	必要(月1回)	必要(月1回)	必要(月1回)
卸売の代行の承認・休止届	なし	必要(随時)	不要	不要
卸売の代行の取扱高報告	なし	必要(月1回)	不要	不要
開設区域内販売(承認申請又は届出)	なし	必要(随時)【承認制】	必要(随時)【届出制】	必要(随時)【承認制】
事故品等検査申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
せり物品の相対取引に係る承認申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	不要(届け出は必要)
せり物品の相対取引に係る結果報告	なし	必要(月2回)	不要	不要
第三者販売許可申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
第三者販売結果報告	なし	必要(月2回)	不要	必要(月1回)
市場間連携・業者間連携承認申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
市場間連携・業者間連携結果報告	なし	必要(月1回)	必要(月1回)	必要(月1回)
場外保管場所指定申出	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
電子商取引承認申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	不要
電子商取引結果報告	なし	必要(月1回)	不要	不要
卸売予定数量・卸売結果報告	なし	必要(毎日)	必要(毎日)	必要(毎日)
直荷引き許可申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
直荷引き結果報告	なし	必要(月1回)	必要(月1回)	必要(月1回)
受託契約約款承認申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
せり人登録申請	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)
委託手数料率届出	なし	必要(随時)	必要(随時)	必要(随時)

(出典：農林水産省-H26.12 「公正かつ効率的な売買取引の確保」  
(札幌市中央卸売市場は監査人により加筆))

## (11) 公共施設としての地域への貢献

### ア．概要

札幌市中央卸売市場は、全国から集まった生鮮食料品などを、小売店（スーパーなど）、外食事業者（レストランなど）、加工業者へ販売する拠点である（札幌市中央卸売市場ホームページ）。一方、市場関係者（開設者、卸業者、仲卸業者等）の取引のための施設としての性格から札幌市民にとって身近な存在とは言い難い側面がある。

### イ．監査結果（意見）

卸売市場は食品物流拠点としての機能だけでなく、他の社会的な役割を果たしていくことも求められている。

まず、食品を扱う施設という性質から、食育や食文化の継承に関する取組が必要である。旬を感じることができる卸売市場は食文化の拠点であり、卸売市場での食育の取組には、市場見学会、市場内での料理教室、市場に関する印刷物の配布・ホームページにおける情報発信が挙げられる。札幌市中央卸売市場においても、市場見学会、市場内での料理教室、市場に関する印刷物の配布・ホームページにおける情報発信を行っている。

また、卸売市場はその運営に伴って大量にエネルギーを消費するとともに、食品廃棄物等を大量に排出する施設であることから、卸売市場の運営に伴う環境負荷の低減も社会的役割として対応する必要がある。

さらに、卸売市場の敷地の広さや物流機能を活かした災害時の対応拠点や非常時のライフラインとしての役割も市民生活の安全・安心を担保する上で重要である。札幌市中央卸売市場の近くには、札幌競馬場や北海道大学など敷地が広い施設もある。特に冬は建物がある札幌市中央卸売市場は重要であり、災害時の対応拠点や非

常時のライフラインとしての役割を果たすことができる。

こうした社会的な役割を果たしていくとともに、札幌市中央卸売市場の社会インフラとしての重要性を市民に発信し、理解を得ていく取組も必要である。

## 4.2 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクトに関する事務執行について

### 4.2.1 監査概要

#### (1) 第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト

札幌市中央卸売市場では、平成23年度(2011年度)から令和2年度(2021年度)を計画期間とする第1次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト(以下「第1次プロジェクト」という。)が策定され、同プロジェクトに従い、開設者及び市場関係事業者によって、社会情勢の変化に対応しながら、真摯に取り組まれてきている。

第1次プロジェクトは令和2年度までの計画期間とされたが、期間満了後においても、今後「持続可能な強い市場」であり続けるため、第1次プロジェクトを継承する、令和3年度(2022年度)から令和12年度(2030年度)までを計画期間とする第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト(以下「第2次プロジェクト」という。)を策定した。

本監査は、新たに始まった第2次プロジェクトの初年度にあたる令和3年度の事務執行状況を確認し、適法性、有効性、経済性の観点に加え、進捗率、達成可能性等も含め監査を実施した。

#### (2) 実施した監査手続

保管されている簿冊を中心に査閲し、第2次プロジェクトの推進体制に関わる各ワーキンググループ(以下「WG」という。)の担当者への質問、簿冊外の内部検討資料等の閲覧により、監査を実施した。

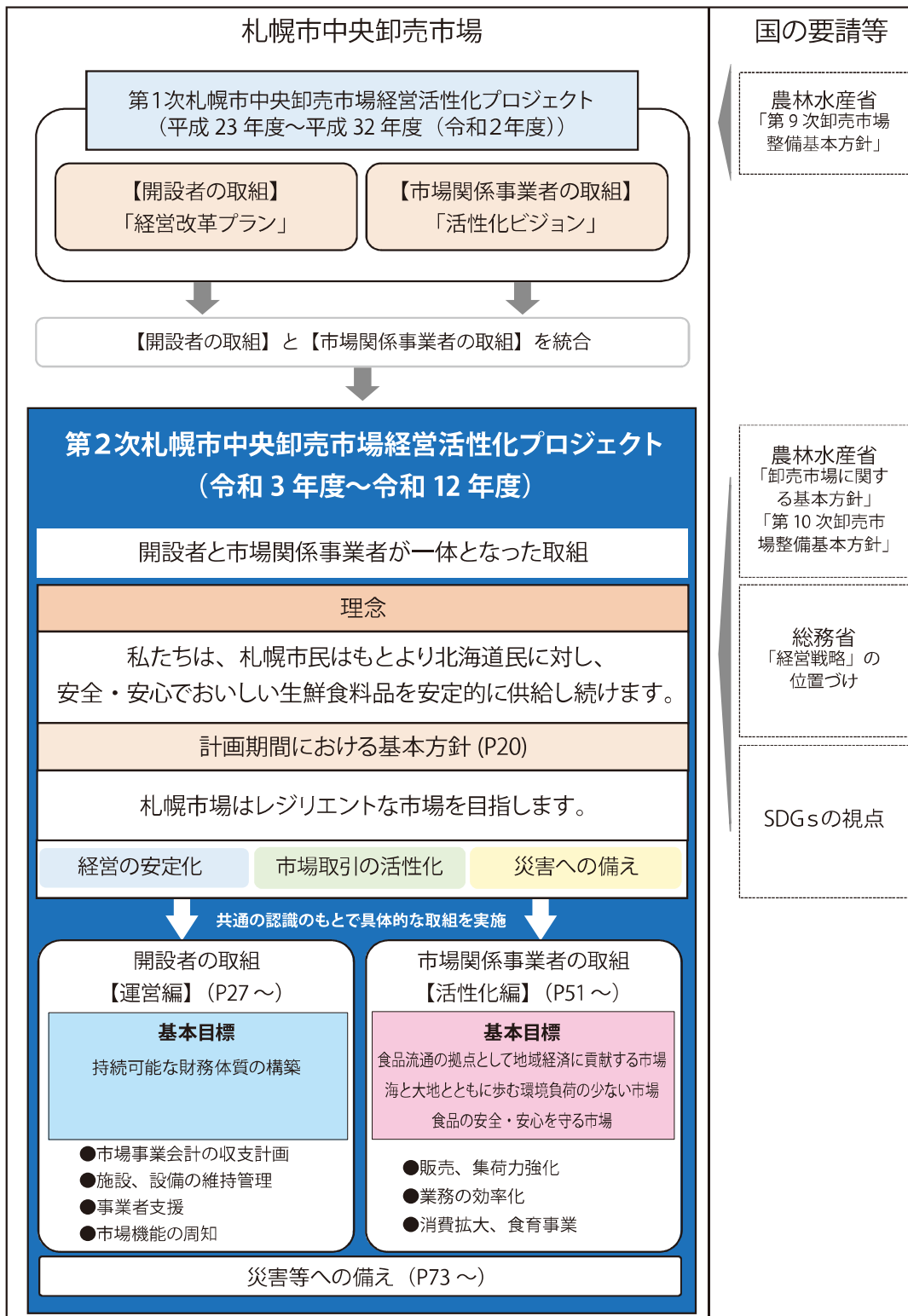
### 4.2.2 計画の全体像及び第2次プロジェクトの推進体制について

第2次プロジェクトの計画の全体像は次項のとおりである。

この全体像のもと第2次プロジェクトにおける各取組は、開設者自身が積極的に取り組むことは当然として、そのみならず、開設者が市場関係事業者と協力し、意見交換をしながら、より安全・安心でおいしい生鮮食料品を安定的に供給することを目指す市場作りに邁進していくことが非常に重視されている。

その推進体制として、経営展望推進委員会と7つのWG(第1次プロジェクトの際の委員会やWGを再構築したものを)を設けている(【推進体制】図参照)。

【 計画の全体像 】





【出典：第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト 2021-2030】

【推進体制】



【出典：第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト 2021-2030】

経営展望推進委員会は、開設者・各WGのリーダー・外部委員等により構成された上部組織として位置づけられており、各WGにおける取組の内容や実施状況等について共有し、第2次プロジェクトの取組状況全般を把握しその推進体制を統率する役割を担っている。

次に、WGは、第2次プロジェクトの各取組項目を大きく7つのテーマに分けて設置し、開設者の職員を事務執行担当者として割り当てるとともに、市場関係事業者から選出された15名程度の委員により構成され、市場関係事業者との積極的な議論と意見交換の場として設置されている。

このような体制を構築することにより、第2次プロジェクトの各取組みについて、市場関係事業者の意向を積極的に取り込みながら、全体目標の達成に向かうことを可能としている。

そして、WGの事務執行担当者は、WGの開催を通じた市場関係事業者と積極的な議論と意見交換を行うことはもちろんのこと、それに限らず、主体的に市場

関係事業者との意見交換を行いながら、各取組の目標達成に向かい効率的な事務執行を行うことが求められており、こうした開設者における事務執行がいかに有効かつ効率的に実践されているかが第2次プロジェクトの目標達成に大きく影響するものと考えられる。

#### 4.2.3 第2次プロジェクトの取組についての令和3年度の活動状況

各取組は、7つのWGに分類されており、それぞれに開設者の事務執行担当職員が割り当てられていることから、WGごとに、各取組の目標(単年・複数年単位)に対する令和3年度における取組みを調査し、監査人独自のその達成度・進捗率及び第2次プロジェクトが掲げる10年目標が達成できるか否かに関する評価(A:可能性が高い、B:可能性がある、C:可能性が低い)を行った。以下、各WGの第2次プロジェクトの取組みに関する監査の結果を述べる。

##### (1) 販売集荷強化WG

###### ア. 概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	新たな共同事業の実施*1	3件	0件*2	0%	C
2	新たな事業の実施*3	12件以上	5件	41%	B
3	産学共同イベント実施	年1件以上	3件*3	100%	A
4	市場関係事業者による認証の取得	5件	0件*4	0%	B
5	HACCAP等に沿った衛生管理	HACCAP 契約書 作成率 100%	100%	100%	A
WGの開催状況					
1	R3.9.6-9.16	開催 書面	議事録	結果報告	
2	R4.2	開催 書面	議事録	結果報告	

\*1 新たな共同事業:複数の市場関係事業者で行うものや、市場関係事業者と開設者との間で共同するもの(開設者において輸出証明を行えるようにすることなど)によって、市場を通じた取引の増量を実現する。

\*2 令和3年度第2回経営展望推進委員会資料2において、着手件数が「令和3年度1件」となっているが、実際には、準備検討まで進んだが頓挫し事業開始に至らず終了したため実績は0件であった。

\*3 北海道食文化研究会セミナー等

- \*4 令和3年度第2回経営展望推進委員会資料2において、実績欄に3件として報告がされているが、いずれも令和2年度中のものであり、実績は0件である。

## イ. 監査結果

### (ア) WGの開催及び結果について

コロナ渦にありながら、書面開催とはいえ、WGを2回開催するとともに、その事前資料は充実し、事後においても、各委員から出された意見を議事録に残して記録化している点は、十分に評価される。

また、第1次プロジェクトの際から行っていた毎年のアンケートを実施し、得られた回答を記録化するなど、市場関係者からのヒアリングにも積極的で、状況に対応した効率的な事務執行であると評価される。

### (イ) 個別の取組について

- a. 新たな共同事業の実施（複数の市場関係事業者が主体的に共同で輸出事業の実施）（意見）

令和3年度における開設者の取組みとしては、複数の市場関係事業者が主体的に共同で輸出事業を実施する検討が進められており、開設者も同事業を後押しする方策を検討してきた。具体的には、本来輸出事業者が行う輸出証明の取得など色々と手続きを要する部分について、開設者が輸出証明書を発行できるようにすることである。開設者によれば、令和4年度中に動き出せる予定であるということである。

この取組は、第2次プロジェクトにおける「安定した収入の確保」の「市場関係事業者の輸出促進支援」に該当し、その支援業務は、令和6年から事業を開始し、第2次プロジェクト期間における効果額は、2,110万円を目標に据えている。

この点、この2,110万円の根拠は、輸出売上高実績が、平成30年度の実績18.8億円(売上高割使用料470万円)から、令和12年度に倍増の約40億円(売上高割使用料1,000万円)に達するものと見込み、令和6年度から令和12年度各年度の輸出増加額の売上高割使用料を積み上げたものである。

新型コロナウイルス感染症拡大により輸出売上においても大幅な変化が生じた以上、その効果額の算定について、例えば、実際に共同事業を開始するという際の前年度の輸出売上高実績を基準に算定しなおすなど、臨機応変にその効果額の修正を認めるべきである。

一方で、上記以外の点に関する開設者の具体的な取組みについては、見受けられなかった。開設者からは、開設者のアイデアによる事業では、長期間の事業も定着せずに終わる恐れもあり、あくまでも個々の事業者の自主的な発想による事業を支援するのが望ましいものと考えているとの見解であった。

しかし、開設者が有する知識・制度などは、市場関係事業者の知らない部分もあり、開設者は情報を集約できる可能性もあるし、いろいろな情報をもとにして、積極的に関わっていく局面もあるべきである。

中でも、馴染みやすい補助事業は、すでに開設者において検討をしているものもあるようであるが、やはり情報を入手しやすくどのような事業に利用できるか、それを利用できる事業者はどのようなところかの判断は、行政側が長けているのであり、共同事業の実施という側面においても、市場関係事業者が利用できるよう積極的な案内を試みるべきである。

#### b .新たな事業の実施(売上高の拡大効果を意識した新規事業展開)(意見)

令和3年度は、5件の新規事業の着手があり、10年で12件以上とされる数値目標は容易に達成できると考えられるものの、令和3年度におけるこの5件の新たな事業に伴う売上高は、約32万円に過ぎなかった。

販路拡大支援事業全体の計画目標値が10年で6,510万円であることを考慮すると、10年累計12件以上の新たな事業の実施が叶ったとしても、事業全体とはいえ計画目標の達成は困難となる。それゆえ、件数の点では目標を超える達成率が見込まれるとはいえ、販路拡大による売上高の拡大効果を意識した新規事業展開がなされることが求められている。

#### c .経営展望推進委員会の資料について(意見)

同委員会の会議開催の資料において、その取組状況の報告にあたり、着手件数が「令和3年度1件」とされていたが、実際には0件であり、第2次プ

プロジェクトの対象期間より前の実績値が報告されていた。

そのような資料となった原因はさておき、本件に限らず、同委員会が、各WGの取組状況を正確に把握するためにも、実績値に関する報告は、正確にすべきである。意欲喚起のため過去の実績値を資料とすることは否定しないがかえって現状認識を見誤る可能性があり、年度ごとの実績値は、正確な事実に基づかなければならず、そのような資料作成に留意すべきである。

## (2) 施設利用WG

### ア. 概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	受益者負担の適正化（市場施設・用地の利用に応じた負担）	7,080万円*1	約62万円	0%*2	B
2	市場施設の有効活用	1,100万円	61万円*3	10%	B
3	計画的な施設の更新・修繕費用の抑制	1億円	177千円 *4	17%	B
4	資源リサイクル施設のあり方検討	6,480万円削減	開設者内部協議中	20%	B
5	多様なエネルギー機器の導入	導入検討事業者10社	相談1社 *5	10%	B
6	物流の効率化	導入検討事業者10社	なし	0%*2	B
7	施設利用実態の整理と受益者負担	受益者負担ルール設定	なし	10%*2	B
8	入退場管理	ルール設定	なし	0%*2	B
WGの開催状況（時期、方法等）					
1	R4.3.4-3.25	開催 書面	議事録	結果報告	

\*1 第2次プロジェクトにおける取組により、利用者が受益に応じて負担した額の総額

\*2 具体性のある検討までは認められず、次年度以降の取組み次第である。

\*3 第2守衛室隣接駐車場に11台分の契約に至った。

\*4 担当職員の人件費を収益的支出から資本的支出に振替えることによる49,

000千円の計上は認められない（監査結果（イ）b．計画的な施設の更新・修繕費用の抑制参照）。

- \*5 フォークリフトや構内運搬車の電動化の流れから、充電設備の導入についての検討も開始している。

## イ．監査結果

### （ア）WGの開催及び結果について（意見）

施設利用WGは、年度末に書面で開催されているが、その内容は、抽象的な報告に留まる内容にすぎず、事前の意見集約もなく実質的な議論は全くないものであり、次年度に持ち越したと同然である。開設者からは、事前に各委員に説明に出向き、その際に意見等も伺い、また、場内巡回による実態調査をさまざまな時間を実施し、その際に現場での意見収集を行っていたとの説明があったが、同意見がWGの書面開催の資料とされ、委員に共有された事実はなく、記録上、その事実は確認できない。

施設利用WGは、市場全体に影響がある重要な取組が検討項目とされているものであり、今後積極的な議論、審議なくして、施設利用WGの取り組みの達成は困難である。

### （イ）個別の取組について

#### a．受益者負担の適正化（意見）

前年度から協議が進められていた青果部パレット置き場について令和3年度より、業務規程に定められた使用料の支払いが開始し、結果、617,100円の収入があった。

しかしながら、令和3年度においては、それ以外の受益者負担の対象となる市場施設や用地の候補に関し、具体的に検討が進められている状況は確認されなかった。

#### b．計画的な施設の更新・修繕費用の抑制（指摘）

第2次プロジェクトにおいて、計画期間中の「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の効果額を1億円と設定し、「適切な人員配置と体制づくり」

の効果額は含めていない（第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト2021-2030 45頁）。

一方、開設者は、効果額の内訳を、設備の計画的な更新を行うことで50,994千円、担当職員の人件費を収益的支出から資本的支出に振替えることによる49,000千円の合計1億円であるとし、第2次プロジェクトにおける計画期間中の「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」にをあてはめ、「適切な人員配置と体制づくり」にをあてはめた理解をしている。

しかしながら、既述のとおり、そもそも第2次プロジェクトは、「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の効果額を1億円と設定しており、「適切な人員配置と体制づくり」の効果額を含めてはいない。さらに、仮にこれを含めるとすれば、職員の人員配置に伴う人件費の計上方法が、収益的支出から資本的支出に変更されるという会計上の処理によって49,000千円もの効果を上げたかのような結果を見出すこととなり、真の計画の効果を反映したものといえないばかりか、かえって、市民に、過大な成果があったかのような誤解を与えるものである。

したがって、開設者の認識を改め、担当職員の人件費を収益的支出から資本的支出に振替えることによる49,000千円もの効果額を加算して計上することなく、「計画的な施設の更新・修繕費用の抑制」の取組みを推し進めるべきである。

#### c. 資源リサイクル施設のあり方検討について（指摘）

資源リサイクル施設のあり方をめぐり、開設者内部における定期的な会議が開催され、令和7年度資源リサイクル施設の停止案が取りまとめられた。その際、一番の検討事項である、資源リサイクル施設の停止によって、同施設建設時に国から受けた補助金約1億6,300万円の返還の要否に関しては、稼働10年をもって返還不要との考えに基づき作成された。しかし、その後、国に確認した結果、ボイラーは17年、建物は31年使用しないと補助金は全額返金義務があるとの回答に接している。本来この確認が議論の出発点とされるべきであったが、その失念により定期的な会議それ自体が無に帰したものであり、非効率な事務執行であったと認められる。

資源リサイクル施設については、補助金を全額返還してでも稼働を停止

するのか、多額の維持費を負担しながら稼働を継続するのかは、第2次プロジェクトのみならず市の財政に影響する重大な点であり、より集中的に、議論を進め、早期に方針決定を行うべきである。

#### (4) 取引適正化WG

##### ア. 概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	買出人制度の整備・法改正後のルール見直し	R6を目処にルール見直し	水産部買出人要領の整備、取引円滑化のための規則改正	50%	A
2	精算事務の効率化	R6を目処に効率化策の実施	水産部リアルタイム口座振替の稼働*1	50%	B
WGの開催状況(時期、方法等)					
1	R3.11.9	開催 書面	議事録 結果報告		
2	R4.1.12-1.17	開催 書面	議事録 結果報告 意見等の集約記録が詳細。		
	R4.1.24-25 水産部会開催				
3	R4.3.10-3.15	開催 書面	議事録 結果報告		

\*1 青果部については、直ちに水産部と同じ精算事務とすることが実情に沿わない面があり、どのようにすれば効率的な精算処理が可能となるか議論がされている。

##### イ. 監査結果

###### (ア) WGの開催及び結果について(意見)

取引適正化WGの各会議について、その議事録が作成されておらず、また、審議結果についての報告が各委員にされていない。

しかし、とりわけ令和4年に入ってから各ルール作りに向けた開設者担当者における対応は、限られた時間の中で、効率的かつ十分な事務執行で



あったと評価される。

( 5 ) 組織改革 & 食育事業WG

ア．概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	観光客の取り込み	前年度比プラス	なし	0%	B
2	食育ツアーの実施	夏冬各1回実施	なし*1	0%	B
3	食育事業及び消費拡大事業の推進	イベントの実施年 6件以上	6件	100%	A
4	各事業者の人材確保	講習会開催年1回 以上	実施*3	100%	A
5	事業所内保育所の整備	職場環境の整備(保 育ニーズの把握)	利用者2名 のみ。	0%	C
6	環境負荷軽減に向けた 取組	生ゴミ量の削減 10%	フードロス 取組 0.3%	0%	B
WGの開催状況(時期、方法等)					
1	R3.9.14-9.30	開催	書面	議事録	結果報告

\*1 R4.1.29 実施予定の子供向け食育ツアー(市場見学+調理実習)の準備が整っていたが新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となっている。

\*2 新型コロナウイルス感染拡大の中、青果お買い物キャンペーン・料理教室等6件が実施された。

\*3 電子帳簿保存法・インボイス制度講習会を実施した。

イ．監査結果

(ア) WGの開催及び結果について(意見)

保育所問題・生ゴミ削減が最大の議論テーマのはずであるが、第1次プロジェクトにおける令和2年1月28日の委員会から1年半以上が経過した令和3年9月に開催したWGは、内容において何も進展もなく意見もなく、単に、状況確認に留まるものであり、WGの実質を成していないと言わざるをえない。

## (イ) 個別の取組について

### a. 事業所内保育所の整備（意見）

第2次プロジェクトにおける初年度の業務が、利用者のニーズ把握のための期間とされ、その調査がなされていることが認められた。

しかし、現実的に事業所内に保育所を整備しそれを維持するためにどれほどの費用を要し、どの程度利用者数を確保しなければならないのかは、第1次プロジェクトの段階から検討されており、事業所内保育所を整備する選択肢はなく、およそ不可能であることは自明の理であった。提携先の近隣の企業主導型保育園への通園者数もわずか2名という現実からも、相当数のニーズがあって開設を迷うような状況にすら全くない。

それにも関わらず、表向き保育所の整備を検討しているという状況を維持するため利用者のニーズ把握期間とだけ位置づけ、調査をすること自体にいかなる意味が見いだされるといえるのか不明である。

この点、開設者からは、「本取組においては、現時点までに整備に向けた執行額は発生しておらず、議論の進め方等も適切であるうえ、課題認識自体は社会性もあるものであり、あえて現時点でプロジェクトから除外する必要性を感じない」との意見がされたが、結論が明らかであるにも関わらず、プロセスの正当性を論じる意味はなく、事業所内保育所の整備の取組については第2次プロジェクトの取組から除外し、その余の取組に時間と労力を注ぐべきである。

### b. 環境負荷軽減に向けた取組（意見）

生ごみ量の削減目標として、10%削減が掲げられているところ、令和3年中、円山動物園への廃棄野菜提供がされるもその効果は、0.3%に留まっているとのことである。現在さらに検討を始めているフードバンク団体への食材提供、民間団体による食品ロス削減に向けた取組みにおいて、その削減率が向上することが期待される。

## (6) コンプライアンス推進WG

### ア. 概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	人材確保。人材育成。	講習会年1回以上 実施	1回実施*1	-	B
2	コンプライアンスの 推進	コンプラ意識向上 年のべ700人	コンプラ研修 等の状況確認	-	B
WGの開催状況(時期、方法等)					
コンプラ研修実施状況確認アンケートのみ					

\*1 組織改革&食育事業WGと協賛

## イ. 監査結果

### (ア) WGの開催及び結果について(指摘)

第1次プロジェクト時代の平成30年の開催を最後に、以後、1度もWGが開催されておらず、事務執行の有効性に疑問がある。この点、開設者の説明によれば、WGの開催については、平成28年9月6日のコンプライアンス推進会議(WGの前身組織)において、会議への報告事案(=会議の開催)基準が決められ、同基準によれば、「法令違反により一部業務停止や過料に相当する指導・改善命令を受ける事態」、「食の安全に関わる法令違反による処分」、「会社の社会的信用を著しく失墜させるもの」、「会社の存続を脅かすこと」、「市場の信用を著しく失墜させるもの」に該当する場合にWGを開催するものとされているとのことである。そのため、同基準に該当する事案がない以上はWGの開催に至っていないとのことである。

しかし、そもそもコンプライアンスを推進することは、問題が起きてからでは遅く、事前に、市場関係者が意識的に心がけるべきものである。まして、実際に不祥事が起きてしまったときの影響を考慮すると、不祥事がなければWGを開催しないなどという上記基準は直ちに見直し、市場関係者における積極的なコンプライアンスの意識向上に向けた取組を具体的に行うべきである。

各市場関係者がコンプライアンスを推進することについてどのような意識をもち、どういう情報提供を求めているのか等、WGを通じた意見聴取を行い、それに応える活動が開設者に求められているのではないかと考える。

( 7 ) 情報発信WG

ア . 概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	SNS等活用した消費拡大事業の推進	SNS活用した情報発信 フォロワー増加1500件	約300件*1	20%	A
2	食文化・食育振興	情報発信・市場の魅力の 伝達(市場HP閲覧件数、 前年度比プラス)	前年度 比85.8%	0%	C
3	市場関連イベント 情報発信				
4	統計情報の適正な 提供	毎年不具合ゼロで正確に 情報提供する	不具合 ゼロ	100%	A
WGの開催状況(時期、方法等)					
1	R3.9.6-9.17	開催 書面	議事録	結果報告	
2	R4.1.24-2.4	開催 書面	議事録	結果報告	

\*1 R3.7.26～R4.3.1の約7ヶ月で170件。これを1年に換算した数字。

イ . 監査結果

(ア) WGの開催及び結果について(意見)

与えられた取組項目について、書面開催のWGとはいえ、各委員からの意見聴取は多数行い議事録に残されており評価される。

一方で、もともと掲げられている取組項目及びその活動結果が、具体的に市場の活性化、とりわけ市場を通じた取引量の増加にどのようにつながっていくのかについて、より具体的に検討し、発信方法を工夫されることが必要と考える。市場の社会的責任の観点からの取組だけでは、経済性、効率性の観点に疑問が生じかねない。

市場を通じ取引される水産・青果が、市場外で取引されるものと、どのように異なり、価値があり、生産者あるいは消費者それぞれの立場においていかに有益であるかを積極的にアピールし、差別化を図る情報発信の必要性があると考えます。

( 8 ) 環境防災対策WG

ア．概要

第2次プロジェクトにおける取組内容		10年目標	R3実績	進捗率 達成率	評価
1	受益者負担の適正化 生ゴミ排出量削減・処分費有料化	7080万円*1	個別協議	10%	B
2	資源リサイクル施設のあり方検討	6480万円削減	施設利用WG参照		
3	危機管理体制の増強 事業継続計画 BCP策定	BCP策定及び1年毎見直し	なし	0%	C
4	多様なエネルギー機器の導入	導入検討事業者10社	施設利用WG参照		
5	環境負荷軽減に向けた取組	生ゴミ量の削減10%	1社に廃棄野菜提供*2	0%	B
WGの開催状況（時期、方法等）					
1	R4.2.17-	開催 書面	議事録	結果報告	
防災）防火管理セミナーネット配信					

\*1 取組全体の効果額

\*2 フードロスの取組として、0.3%削減（組織改革&食育事業WG参照）

イ．監査結果

（ア）WGの開催及び結果について（意見）

令和4年2月17日から書面開催をしているが、その開催の終期について記録上明らかにされていない。また、書面開催の結果について、開設者内部の記録は確認されたが、委員への結果報告がされたかは不明である。

（イ）個別の取組について

a．受益者負担の適正化（生ゴミ排出量削減・処分費有料化）（意見）

WGの書面開催（令和4年2月）に先立ち、令和3年12月から令和4年1月にかけて、水産卸、水仲、青果卸、青仲等の主要団体と各3回程度の事前協議を個別に実施し、青果生ゴミの有料化についての合意に達したことが認められた。その効果額については翌年度以降に検証されることが望ま

れる。

b．危機管理体制の増強 事業継続計画BCP策定（意見）

BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃など緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことをいう（出典：中小企業庁ホームページ引用）。

令和3年度のBCP作成は、専門業者への委託により実施する方針で第2次プロジェクトの取組とされていたが、令和3年度、市がその予算を認めなかったことにより、策定の着手にも至っていない。但し、市場単独でのBCPの策定ではなく、市が作成しているBCPを準用する方法での策定を進める方針で検討が進められている。代替方法で策定が可能であれば、経済性の観点からも妥当といえ、第2次プロジェクトの見直し時期において、「危機管理体制の増強 事業継続計画BCP策定」項目について予算を考慮した取組内容へ修正することが望ましい。

c．防災）防火管理セミナーネット配信（意見）

第2次プロジェクトの直接的な取組内容以外における取組として評価される。

しかし、実際に視聴したかどうかのチェックをしておくことが望ましく、また、開設者としては、一般的な防火管理のセミナーではなくあくまで市場における災害への備えの観点から、市場内での防災訓練、それが事情によりできないとしても、市場内での災害発生時に、誰がどのように対処するのか、場所と避難経路等による現実的なシミュレーションについて市場関係者全体に周知徹底されるべきである。

この点、開設者からは、より実践的な防災訓練の実施の必要を認識済みであり、消防当局の指導を受けながら、効果的な訓練の実施に向けて検討を進めたいとの説明がなされている。

（9）WG全般への意見

## ア．WGの各開催について（意見）

### （ア）書面審理が形式的にすぎること

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、対面での会議ができず、大半が書面審議で開催されていた。中には、事前の配布資料や聞き取りが充実しているものも見受けられたがごく一部であり、持ち回りになる場合には、なおさらのこと、開設者において積極的に意見聴取に取り組み、意見集約をした上、それをきちんと書類に残し、WG全体でその意見を共有することが必要である。事前に意見確認をしても意見のない回答が大半であることも多く、市場関係者の意向を汲み取りながら第2次プロジェクトを推進するためには、より一層の工夫が必要になるといえる。

今後も、書面にならざるをえない状況を迎える可能性を考慮すると、令和4年度以降、持ち回り開催であったとしても、事後報告と確認の場とするのではなく、事前の準備、事前の意見聴取、次のWGに向けた課題や担当ごとの宿題を明確にし、議論を充実させていく取組が重要である。

### （イ）議事録の作成と審議結果の周知

各WGの開催後において、議事録を作成せず、また、WG開催結果についての報告（委員への周知）が不足する事例が散見されるので、その作成に留意すべきである。

## イ．担当者の事務引継の点について（意見）

本監査において非常に散見されたのは、開設者の各担当者の転勤に伴う後任者に対する事務引継の問題である。

前2項とも関連するが、各担当者において、各種検討や市場関係者からの意見聴取等が行われていたと述べるもその一連の記録がどこにもなく、各取組に関してもその進捗状況を端的に確認できるものが残されていない（監査において期待したものの開示を得られていない）。

また、第2次プロジェクトの各取組が制定されたその背景事情や事実関係についての把握が不十分であることが認められた。

その結果、監査時においても、担当者が過去の経過把握に不十分な点が見受けられ、それでは、円滑な第2次プロジェクトの遂行に支障を来すため、形式は問わずとも、各取組状況や意見聴取内容については記録化しておくべきである。



## 4.3 財産管理に係る監査の結果及び意見

### 4.3.1 実施した監査手続

- (1) 市場施設全体の視察を行い、更新対象設備とその劣化状況などを確認した。
- (2) 長期の修繕計画書及び設備更新予定表を入手し、その妥当性及び現在の進捗状況を関連資料の閲覧及び質問等により確認した。
- (3) 過年度の固定資産増減一覧表を閲覧し、異常な増減が無いか検討した。
- (4) 有形固定資産の取得、除却及び減価償却の各処理が法令及び会計規則に従って適切に行われている事を、サンプルを抽出して確かめた。
- (5) 施設設置時の目標取扱数量と近年の実績値との比較分析を行った。

### 4.3.2 固定資産の概要

- (1) 市場の総資産とそれに占める有形固定資産の割合（令和4年3月31日）

（単位：千円）

資産の種類	帳簿価額
土地	5,799,219
建物	13,959,158
構築物	121,090
機械及び装置	429,791
車両及び運搬具	1,280
工具・器具及び備品	148,927
リース資産	15,062
建設仮勘定	2,950
有形固定資産計(a)	20,477,481
総資産(b)	22,057,325
(a)/(b)	93%
参考)	
無形固定資産	615
投資その他の資産	25,264

有形固定資産は上表の通り、中央卸売市場総資産の9割超を占める重要な資産である。無形固定資産は、電話加入権及び商標権である。また投資その他の資産は、出資

金及び保証金である。

( 2 ) 減価償却の進捗状況 ( 令和 4 年 3 月 31 日 )

( 単位 : 千円 )

資産の種類	取得価額 A	償却累計 B	償却未済額	償却率 B/A
建物	34,436,562	20,477,403	13,959,158	59%
構築物	452,654	331,563	121,090	73%
機械及び装置	964,487	534,695	429,791	55%
車両及び運搬具	3,430	2,149	1,280	62%
工具・器具及び備品	1,961,828	1,812,900	148,927	92%
リース資産	53,793	38,731	15,062	72%
合計	37,872,754	23,197,441	14,675,308	61%

市場全体での減価償却累計額は取得価額の 61%となっている。

なお、上表の「建物」には空調設備や電気設備などの建物附属設備（下表の「設備」）を含み、主要施設におけるその償却状況は以下の通りとなっている。

( 令和元年度末時点 )

施設名称	竣工年度	経過年数	償却済割合	
			建物	設備
青果物常温倉庫 ( J R 高架下倉庫 )	平成 4 年度	27 年	75%	90%
水産保冷配送センター	平成 6 年度	25 年	52%	88%
立体駐車場	平成 12 年度	19 年	46%	93%
水産棟 ( 1 期工事、2 期工事 )	平成 15 年度	16 年	40%	88%
青果棟	平成 17 年度	14 年	35%	80%

建物本体の耐用年数が 38 年等であるのに対して、設備の耐用年数は 15 年～20 年等と短く、竣工年度との関係で更新時期到来のものが近年集中している。

なお、市場では、固定資産の残存価額を取得価額の 5 %としているため、耐用年数経過の設備については取得価額の 5 %相当額で貸借対照表に資産として計上されている。

( 3 ) 有形固定資産の増減 ( 令和 3 年度 )

取得価額ベース(建設仮勘定を除く)

(単位：千円)

資産の種類	期首	増加	減少	期末
土地	5,799,219			5,799,219
建物	34,003,135	433,426		34,436,562
構築物	452,654			452,654
機械及び装置	936,140	28,346		964,487
車両及び運搬具	3,430			3,430
工具・器具及び備品	1,958,322	3,506		1,961,824
リース資産	53,793			53,793
合計	43,206,693	458,572	0	43,671,969

令和3年度決算における固定資産増減において減少(除却)資産はゼロとなっている(建設仮勘定の本勘定への振替を除く)。

#### (4) 建設改良費

平成15年以降の建設改良費の推移及び主な内容は以下の通りである。

(金額：円(消費税込) R:令和、H:平成)

年度	建設改良費	財源	摘要(設備の内容)
R3 (2021)	489,212,900	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産棟 GHP 室内機改修</li> <li>・電力設備監視装置更新</li> <li>・自動火災報知設備ほか更新</li> <li>・水産保冷配送センター冷凍冷蔵設備ほか改修(2期)</li> </ul>
R2 (2020)	513,037,800	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青果棟 GHP 室外機冷暖房設備改修</li> <li>・高圧連絡線整備ほか電気設備工事</li> <li>・水産保冷配送センター冷凍冷蔵設備ほか改修(1期)</li> </ul>
R1 (2019)	306,411,200	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産棟屋上防水改修</li> <li>・水産棟 2期 GHP 室外機冷暖房設備改修</li> <li>・水産保冷配送センター外壁改修</li> <li>・資源リサイクル施設排ガスダクト取替</li> </ul>
H30 (2018)	207,906,480	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産棟屋上防水改修</li> <li>・水産棟 1期 GHP 室外機冷暖房設備改修</li> <li>・非常用発電機直流電源装置バッテリー交換</li> <li>・資源リサイクル施設キャリア空気加熱器改良</li> </ul>

H29 (2017)	110,451,600	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場内拡声設備更新</li> <li>・水産棟オゾン水生成装置設備機器類更新</li> <li>・青果棟検定電力メーター更新</li> <li>・青果棟 GHP 室外機オーバーホール</li> </ul>
H28 (2016)	150,120,000	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場内警備機器更新</li> <li>・水産保冷配送センターGHP 室外機等更新</li> <li>・水産保冷配送センター屋上防水更新</li> <li>・電力メーター計量盤増設</li> </ul>
H27 (2015)	118,891,044	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産棟検定水道メーター更新</li> <li>・北側駐車場アスファルト舗装更新</li> <li>・立体駐車場棟移動式粉末消火設備更新</li> <li>・照明用電力量計更新</li> </ul>
H26 (2014)	147,741,840	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明設備改良</li> <li>・JR 高架下高圧ケーブル・PAS 更新</li> </ul>
H25 (2013)	276,114,446	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産棟売場等照明設備改良</li> <li>・青果棟売場等照明設備改良</li> <li>・青果棟事務所等照明設備改良</li> <li>・水産棟・青果棟照明用電力量計更新</li> </ul>
H24 (2012)	415,150,050	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源リサイクル施設増築工事</li> <li>・資源リサイクル施設プラント製造</li> <li>・資源リサイクル施設プラント設置</li> </ul>
H23 (2011)	9,423,750	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源リサイクル施設増築工事実施設計</li> <li>・資源リサイクル施設増築設備工事実施設計</li> <li>・資源リサイクル施設整備事業に係るリサイクル方式の策定等</li> </ul>
H22 (2010)	2,488,500	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産棟シャッター新設</li> </ul>
H21 (2009)	71,320,100	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場内整備工事（第1工区）</li> <li>・水産棟北側構内照明増設</li> <li>・青果棟 ITV 増設</li> </ul>
H20 (2008)	6,835,500	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務会計システム機能追加業務</li> </ul>
H19 (2007)	4,494,000	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターヤード水産棟側照明増改修</li> <li>・立体駐車場側屋外照明設備設置</li> </ul>
H18 (2006)	33,239,850	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合情報システム機能追加業務（その4）</li> <li>・水産棟仲卸店舗漏水ホッパー取付他保全工事</li> <li>・立体駐車場駐車システム整備工事</li> </ul>
H17 (2005)	48,670,653	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度総合情報システム機能追加業務(その3)</li> <li>・平成17年度総合情報システム機能追加業務(その4)</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産棟トッライト他排煙窓修繕</li> <li>・市場協会事務所保全整備</li> </ul>
H16 (2004)	89,124,000	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度総合情報システム機能追加業務(その3)</li> <li>・平成16年度総合情報システム機能追加業務(その4)</li> <li>・平成16年度総合情報システム機能追加業務(その5)</li> <li>・総合情報システム電子商取引サブシステム開発</li> </ul>
H15 (2003)	412,918,800	主に企業債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央卸売市場旧水産棟ほか改修工事</li> <li>・中央卸売市場旧水産棟ほか改修電気設備工事</li> <li>・旧水産棟ほか改修冷暖房衛生設備工事</li> <li>・水産保冷配送センター垂直搬送機改修</li> </ul>

(注) なお、表中の建設改良費は工事にかかる金額を抜粋したものであり、決算書上の「建設改良費」とは異なる。

近年は毎年の支出額が3億円～5億円程度に増加している。支出の内容は設備関係の耐用年数(主に15年～20年)経過に伴う設備更新が主なものとなっている。

例えば令和3年度においては、水産棟GHP室内機更新、電力設備監視装置更新、自動火災報知設備更新等であるが、これらは何れも耐用年数経過に伴い劣化・摩耗した旧設備を除却し新品に更新した工事である。

#### (5) 市場の建物に関する耐震化の状況

市場の建物	竣工
水産保冷配送センター	1995年(平成7年)
立体駐車場棟	2000年(平成12年)
水産棟	2003年(平成15年)
青果棟	2006年(平成18年)
管理センター	2006年(平成18年)

建築基準法改正(新耐震基準)は1981年(昭和56年)であり、市場の建物については建築基準法改正後の新耐震基準で建設されている。

### 4.3.3 監査結果

#### (1) 除却の会計処理の未処理について

##### ア. 概要

平成29年度から令和3年度までの過去5年間の「札幌市中央卸売市場事業会計決算書附属明細書・有形固定資産明細書」を閲覧したところ、固定資産の減少は以下の通りである。

(単位：千円)

資産の種類	固定資産の減少	
	令和元年度	令和2年度
建物	0	0
構築物	0	0
機械及び装置	0	0
車両及び運搬具	1,530	1,560
工具・器具及び備品	1,400	0

上記のうち令和元年度及び令和2年度の「車両」及び「工具・器具及び備品」は、パッカー車の売却やAEDの処分により、会計上固定資産の減少（売却及び除却）の処理が行われている。

##### イ. 監査結果（指摘）

#### (ア) 固定資産の除却処理未処理について

一方、過去5年間で「建物」、「構築物」及び「機械及び装置」については市場の決算上固定資産の減少がなかった。しかしながら、上記4の建設改良費に記載の通り毎年設備の更新工事は行われており、それに伴って旧設備（除却資産）については、資産の除却が行われていると思われるが、会計上固定資産の除却処理が行われていない。

会計上固定資産の除却処理が行われていない結果、旧設備（除却資産）のうち耐用年数を超過していない資産については、資産がないにもかかわらず、会計上継続して減価償却費が計上されている。

(イ) 取得価額の5%の残存価額の未処理について

現状の減価償却計算の処理は取得価額の5%を残存価額とし、それ以上は償却しないとしている。これ自体は以下の地方公営企業法施行規則第15条第1項(原則法)に従った処理であり問題は無い。

地方公営企業法施行規則第15条第1項  
(有形固定資産の減価償却額)

第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数(この項及び第四項において「法定耐用年数」という。)(第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。)に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。

しかし、取得価額の5%を残存価額とし、それ以上は償却しない結果、上記の旧設備(除却資産)については、帳簿上取得原価の5%分が資産として計上され続けることとなっており、資産の過大計上及び当期損失の過小計上となっている。

なお、以下の地方公営企業法施行規則第15条第3項により、該当する資産については、その帳簿原価の5%に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができる。

地方公営企業法施行規則第15条第1項  
(有形固定資産の減価償却額)

3 償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿

価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。

一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物

二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

### (ウ) 影響額

見積書などの帳票は、施設建設時から10年以上経過していることから保管されておらず、過去に遡及して会計上の固定資産の除却処理金額の算定を行う事はできなかった。

施設の更新は平成27年頃から行われており、また帳簿上の除却処理もこの頃から行われていないことから、「除却資産簿価＝建設改良費」とみなして影響額を試算すると以下の通りとなる。

なお、市場が置かれている厳しい経営環境もあり、近年は新規の設備投資はほとんど行われておらず、建設改良費はほぼ更新工事のみとなっている。

#### 除却資産簿価の算定

(単位：百万円)

年 度	建設改良費	残存価値割合	除却資産簿価推計
令和3年	489	5%	24
令和2年	513	5%	26
令和元年	306	5%	15
平成30年	207	5%	10
平成29年	110	5%	6
平成28年	150	5%	8
平成27年	118	5%	6
合 計	1,893		95

上表から、下記仮定で算定した除却損未処理金額は95百万円となる。

a . 7年間の建設改良費1,893百万円が全て更新工事



b．除却資産は全て耐用年数経過して残存簿価は取得価額の5%

c．除却資産の当初の取得価額と更新設備の取得価額が同一

(エ) 過年度旧設備(除却資産)の会計上の固定資産の除却未処理の修正について

本来は、該当年度で会計上の固定資産の除却処理が必要であったが、除却未処理のため、固定資産台帳等を元に除却対象資産の簿価をもって直近決算への反映が必要となる。

一方で、前述の通り原始帳票が所在不明であり、該当する工事見積書など原始帳票の探索や金額集計など作業工数も多大になる事が予想され、除却損失を個別に算定する事は現実的には困難と思われる。次善の策としては、以下が考えられる。

a．設備資産現物の実地棚卸を行い、帳簿(固定資産台帳)との照合を可能な限り行う。

b．上記照合により除却資産が特定できるものは個別に帳簿上の除却処理を行う。

c．設備資産につき固定資産台帳にあるが、現物が確認できない(所在がわからない、記載内容が何の設備かわからないなど)ものについては、耐用年数(設備であれば主に15年~20年)に達するまでは通常の償却を行い、耐用年数経過後のものは、「除却されたものとみなして」帳簿上の除却処理を行う。

これにより多少のタイムラグはあるが、設備の耐用年数経過時点では、除却処理未処理分は「減価償却費」又は「除却損失」として概ね経費計上され資産の過大計上も解消されることになる。

(2) 固定資産の実地棚卸に関する規定について

ア．概要

札幌中央卸売市場では、車両及び備品については札幌市共通の物品管理規定により現物管理が行われているが、設備等現物の実地棚卸に関する規定は無い。少なくとも年度末には固定資産台帳に基づいて現物確認を行い、現物確認できない資産については会計上の除却処理の要否を検討する事が望まれる。

#### イ．監査結果（指摘）

設備の保守・点検を管轄とする管理課・管理係では現物設備の現況を詳細に把握しているが、固定資産台帳は管理課・事務係での会計処理のみに用いられている。今後 10 年間で 90 億円近い設備更新が行われる予定であり、少なくとも今後の更新工事については両者がそれぞれの情報を共有して、現物と固定資産台帳が照合できるようになることが望まれる。

### （３）建物・設備の長期修繕計画について

#### ア．概要

市場建物の修繕計画は 2019 年から 2049 年までの 30 年間を計画期間として外部の業者に作成依頼した「長期修繕計画書」（設備については別途外部業者に依頼）を基にして、市場内部で当面 10 年間を計画期間とする「保全計画案」を作成し、これに基づいて建物・設備の維持及び管理が行われている。

#### （ア）長期修繕計画書の内容

令和 2 年 3 月に策定された長期修繕計画書の 30 年間の計画金額は以下の通りとなっている。総額は 340 億円となり、単純に 30 年で除すと、1 年あたり 11 億円超という計画になっている。

建物・設備長期修繕計画

（単位：千円）

No	建 物	区 分	修繕費累計（ 1 ）
1	青果棟	建築	2,552,662
		電気設備	2,919,545
		機械設備	4,168,325
		小計	9,640,532

2	水産棟	建築	2,089,567
		電気設備	4,162,534
		機械設備	3,140,410
		小計	9,392,511
3	管理センター	建築	115,875
		電気設備	1,066,034
		機械設備	186,107
		小計	1,368,016
4	センターヤード	建築	501,791
		電気設備	135,931
		機械設備	120,057
		小計	757,779
5	立体駐車場	建築	7,782,832
		電気設備	1,830,452
		機械設備	1,072,789
		小計	10,686,073
6	資源リサイクル施設	建築	160,341
		電気設備	125,425
		機械設備	70,468
		小計	356,234
7	水産保冷配送センター	建築	205,672
		電気設備	284,945
		機械設備	983,098
		小計	1,473,715
8	J R 高架下	建築	278,836
		電気設備	55,291
		機械設備	0
		小計	334,127
9	青果荷受所	建築	33,950
		電気設備	55,291
		機械設備	0
		小計	89,241
合 計			34,098,228

( 1 ) ・ 「長期修繕計画書」他により作成。

・ 2019 年～2049 年までの 30 年間の修繕予定額。

- ・報告書は現有設備を耐用年数毎に入替更新すると仮定して作成されている。

#### (イ) 保全計画案の概要について

市場では30年の長期修繕計画に基づき、毎年の予算額と設備現物の劣化状況等を勘案して今後10年間の保全計画案を策定している。

下表はその一部抜粋である。令和3年度は予算額584百万円に対して年度当初の予定額は407百万円となっており、概ねその通りに執行されている。

令和4年度及び令和5年度はエレベーター更新工事、LED照明器具更新工事、ITV監視システム改良などの大型案件が重なり計画金額がそれぞれ8億円、13億円と大きくなっている。

( 保全計画案資料 抜粋 )

保全計画案 (建設改良費)												
(単位: 百万円)												令和4年4月1日現在
案	件	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	合計
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
検定電力メーター更新 (計器盤増設含む)		業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	業務	
		18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	180
水産棟 GHP 室内機更新		水産1期	水産2期	水産2期								
		102	4	66								172
自動火災報知設備機器更新		工事	工事									
		163	144									307
保冷配送センターほか更新工事		設計	工事									
		4	185									189
青果棟屋上防水更新			青果1期	青果2期	青果3期	青果4期						
			143	133	101	101						477
水産棟仲卸店舗シャッター更新			業務	業務								
			69	69								138
電力設備中央監視装置システム更新			工事	工事								
			30	310								340
LED照明器具更新工事			業務									
			141									141
水産棟全熱交換型換気扇更新			実施設計	工事	工事							
			6	43	55							103
立体駐車場棟デッキスラブ改修			実施設計	1期工事	2期工事	3期工事	4期工事					
			8	65	65	65	71					275
水産保冷配送センター受変電設備更新			実施設計	工事								
			4	119								123
高圧受変電設備保護継電器ほか更新			実施設計	水産	青果	管理・立駐						
			4	44	26	142						216
ITV監視システム改良			実施設計	工事								
			9	300								309
青果棟 GHP 室内機更新				実施設計	工事	工事						
				4	76	76						157
水産棟換気設備機器更新					基本設計	実施設計	1期	2期工事				
					4	4	65	28				101
水産棟自動制御設備機器更新					実施設計		工事					
					4		194					198
弱電設備更新工事						実施設計	工事					
						4	143					147
水産棟屋上防水更新						実施設計	水産1期	水産2期	水産3期			
						9	64	127	127			328

( 次項に続く )

水産棟低温売場設備更新							実施設計	工事				
							3	101				104
立体駐車場棟給排水設備改修工事							実施設計	工事				
							4	125				129
自家発電設備更新工事							実施設計	水産棟	青果棟	管理棟		
								4	230	200	150	584
水産棟外壁改修工事								実施設計	工事			
								4	129			133
水産棟オゾン水設備更新								実施設計	工事	工事		
								2	94	26		122
青果棟換気設備機器更新								基本設計	実施設計	工事		
								2	4	212		218
青果棟外壁改修工事									実施設計	工事		
									4	155		160
青果棟自動制御設備機器更新									実施設計	工事		
									4	475		479
立体駐車場棟外部改修工事									実施設計	工事		
									8	284		291
<b>合計</b>	<b>408</b>	<b>826</b>	<b>1,306</b>	<b>551</b>	<b>470</b>	<b>583</b>	<b>562</b>	<b>531</b>	<b>722</b>	<b>1,417</b>	<b>7,375</b>	
	<b>584</b>	<b>1,203</b>	<b>1,367</b>	<b>848</b>	<b>547</b>	<b>602</b>	<b>777</b>	<b>699</b>	<b>886</b>	<b>1,189</b>	<b>8,702</b>	
	<b>-176</b>	<b>-377</b>	<b>-60</b>	<b>-297</b>	<b>-77</b>	<b>-19</b>	<b>-215</b>	<b>-168</b>	<b>-164</b>	<b>228</b>	<b>-1,328</b>	

上記は保全計画の内、総額1億円以上を抜粋したものであり、表中の縦計と合計は一致していない。

## イ．監査結果

### (ア) 保全計画案の承認について(意見)

長期修繕計画は外部の専門業者により策定され、30年間で総額340億円という内容である。この内容に沿って今後30年間にわたって修繕を行っていくという方針が策定され、「第2次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」として公表もされている。

この長期修繕計画に沿って、設備老朽化等による優先順位を考慮した実務的な今後10年間の保全計画案を市場で策定しているが、これについては稟議等の承認手続きは無い。保全計画案は工事の優先順位と実施時期の方針を示す重要な計画であり、組織内での適切な承認を経て決定されるべきものである。

なお、「保全計画案」は施設内で補修すべきものが多数あり、予算内でどれを先に行うかを定めるため、実務上はかなり重要な位置付けになっているが、上記のように「総額」と個々の取引は適切な承認を経て決裁されているため、長年稟議等の枠外で運用されてきていると推測される。

また名称も「保全計画案」では無く「保全計画」とし、内容の修正が生じた場合は適宜修正内容につき稟議等の承認をすべきものとする。

### (4) 施設規模について

#### ア．概要

#### (ア) 平成11年の設計時に想定された施設規模

現在の水産棟及び青果棟は平成11年に設計されているが、当時の取扱高、売場面積、及び将来(令和2年度)予想は以下の通りであった。

棟	取扱高・売場面積	平成11年度 (設計時)	令和2年度予想 (設計時)
水産棟	取扱高(t)	190,000	200,000
	売場面積(m <sup>2</sup> )	8,183	8,613
	取扱高(t)	340,000	400,000

青果棟	売場面積 ( m <sup>2</sup> )	11,504	13,534
-----	-------------------------	--------	--------

設計時には今後取扱高が増加し売場面積も増加する事を想定していた。

(イ) 平成 21 年の施設完成・引渡時の施設規模

新水産棟及び新青果棟が稼働後の平成 21 年度から令和 2 年度にかけての取扱高及び売場面積の実績値は以下の通りである。

棟	取扱高・売場面積	平成 21 年度	平成 30 年度 ( コロナ前 )	令和 2 年度 ( コロナ後 )
水産棟	取扱高 ( t )	130,000	80,000	70,000
	売場面積 ( m <sup>2</sup> )	7,709	7,709	7,709
青果棟	取扱高 ( t )	320,000	250,000	230,000
	売場面積 ( m <sup>2</sup> )	8,840	8,840	8,840

取扱高の減少を受けて当初設計時より縮小した売場面積で稼働した。

(ウ) 施設規模の妥当性

平成 21 年度と令和 2 年度を比較すると以下の通りとなる。

棟 取扱高・売場面積	平成 21 年度 実績	令和 2 年度 実績	増減	増減率
水産棟				
取扱高 ( t )	130,000	70,000	60,000	46%
売場面積 ( m <sup>2</sup> )	7,709	7,709	0	0%
青果棟				
取扱高 ( t )	320,000	230,000	90,000	28%
売場面積 ( m <sup>2</sup> )	8,840	8,840	0	0%

水産棟は 11 年間で取扱高が 46%減少し、青果棟は取扱高が 28%減少した。売場面積は変更なく、取扱高については現在も含めて長期にわたり減少傾向となっている。

上記数値を見れば、施設規模は現在の取扱高に対して過大と思われる。



また、水産棟は平成 15 年竣工、青果棟は平成 17 年竣工であり、減価償却はようやく半分程度まで進んだ状態であり、建物（附属設備を含む）全体では約 140 億円の未償却簿価が残っている。

#### イ．監査結果（意見）

施設が更新された平成 21 年頃に想定されていた取扱高と現状では大きな差異があり、本来は売り場面積を削減する必要があると思われるが、建物等の一部解体等は現実的ではない。

また、昨今の新型コロナの影響による人と人との接触を削減することから、取扱商品間のスペースを開けたり、せり場を広めにとったりしている。

このような中で、建物等の維持のために最低限の保守・修繕を行って施設の活用を図る「第 2 次札幌市中央卸売市場経営活性化プロジェクト」（札幌市中央卸売市場）の方針は現状に則しており妥当なものとする。

しかし、施設規模は現在の取扱高に対して過大であるということは避けられない事実である。そのため、新型コロナの沈静化を想定した売り場の集約化、それによる空きエリアの再利用（収益化あるいは市場の P R への利用等）について検討する必要があると思われる。

## 4.4 決算に係る監査の結果及び意見

### 4.4.1 概要

#### (1) 会計基準等の沿革

札幌市中央卸売市場では、昭和 57 年 4 月 1 日より地方公営企業法を一部適用し、地方公営企業法の財務規定等適用とともに地方公営企業会計基準の適用も開始し、現金主義による現金収支計算から、複式簿記を用いた発生主義による損益計算へ移行している。

#### (2) 平成 26 年度地方公営企業法改正による新地方公営企業会計基準概要

##### ア．地方公営企業会計制度等の見直し

地方公営企業会計については昭和 41 年以降大きな改定が行われていなかったが、地方公営企業法が改正され、平成 24 年 4 月から、地方公営企業の減資や資本剰余金の処分、利益剰余金の処分が可能となった。また、地方公営企業法施行令等が改正され、平成 26 年度から会計基準の見直しが行われている。会計基準の見直しに当たったの基本的な考え方は以下の通りである。

##### (ア) 現行の民間企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

地方公営企業の更なる経済性の発揮のため、地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の民間の企業会計原則の考え方を取り入れることとする。地方公営企業会計は、今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、地方公営企業の特性も踏まえ、適時適切に反映、見直しを行う。

##### (イ) 地方公営企業の特性等を適切に勘案すべきこと

地方公営企業会計においては、負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。公営企業型地方独立行政法人会計基準の考え方も必要に応じ参考とし、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。地方公営企業の特性等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

(ウ) 地方分権改革に沿ったものとする

地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等の見直しを行う。地方財務会計について、ストック情報を含む財務状況の開示の拡大の要請が強いこと等も勘案し、現在、財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

(出典：平成 25 年 12 月総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」)

(主な見直し項目)

a . 資本制度

- ( a ) 利益の処分が条例又は議決により可能となった。
- ( b ) 資本剰余金の処分が条例又は議決により可能となった。
- ( c ) 資本金の額の減少が議決により可能となった。

b . 借入資本金

従来資本として計上していた借入資本金は負債に計上することとした。

c . 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

- ( a ) 補助金等により取得した固定資産について、みなし償却の選択適用を廃止した。
- ( b ) 補助金等については、長期前受金として負債に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化することとした。

d . 引当金の計上

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められる場合には、引当金の計上を行うこととした(退職給付引当金、貸倒引当金、修繕引当金、賞与引当金など)。

e . 棚卸資産の評価損

棚卸資産の時価(正味売却価額または再調達原価)が帳簿価額より下落している場合には、棚卸資産の評価額を当該時価とする、低価法による評価を行わなければならないこととした。

f . 減損会計の導入

固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めない場合に帳簿価額を

回収可能価額まで切り下げる会計処理である減損会計を導入した。

g．リース会計の導入

一定の要件を充たすリース取引（ファイナンス・リース取引）については売買に準じた会計処理を行い、資産及び負債を貸借対照表に計上するリース会計を導入した。

h．セグメント情報の開示

複数の事業を行っている公営企業においては新しくセグメント情報の注記を導入した。

i．キャッシュ・フロー計算書

一事業年度のキャッシュ・フロー状況を活動区分別に表示するキャッシュ・フロー計算書の作成を義務付けた。

（出典：平成 25 年 12 月総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」）

イ．地方公営企業会計における特有の会計処理

（ア）資本の部の会計処理

資本の部の会計処理については以下の点において企業会計と異なる処理を行うため、財務諸表の利用にあたって留意が必要となる。

（イ）資本金

公営企業会計上の資本金は、固有資本金（企業開始時の引継資本金）繰入資本金（企業開始後の追加出資）組入資本金（企業開始後の利益を源泉とする自己資本造成）から構成される。企業会計において利益剰余金として処理される利益を源泉とする自己資本造成についても組入資本金として処理する点等で相違する。

（ウ）借入資本金（現行基準においては廃止）

旧基準においては、建設又は改良等の目的のため発行した企業債、同様の目的で他会計から借り入れた長期借入金に相当する金額について、借入資本金として資本の部に計上していたが、会計基準の改正に伴い、借入資本金は目的を問わず負債の

部に計上されることとなった。

(エ) 資本剰余金に計上される受贈財産評価額・寄付金及びその他資本剰余金

旧基準においては受贈財産評価額・寄付金及び資本的支出に充てるために交付された国庫補助金(市町村にあっては都道府県からのものを含む。)又はこれらの補助金に相当するものとして提供された資材等及び建設工事に対する工事負担金については資本剰余金に計上されていた。しかしながら、新基準においては、非償却資産に対して行われた補助金等については資本剰余金として計上し、償却資産に対する補助金等は繰延収益として負債の部に計上される。

(オ) 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

公営企業会計においても、企業会計と同様に償却固定資産については減価償却により費用処理を行うことが求められる。しかし、補助金等により取得した固定資産については、特有の会計処理を行うため、留意が必要となる。なお、補助金等とは、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものをいう(地方公営企業施行令第26条第1項)。地方公営企業が財産の贈与を受けた場合には、その評価額を補助金等の範囲に含める。

a. 旧基準における取扱い

旧基準においては、資産の取得価額を基礎とする、通常の減価償却のほか、みなし償却の選択適用が容認されていた。

(みなし償却)

公営企業の固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充当した補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿価額とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することができる。みなし償却による会計処理が認められていた背景には、補助金等相当額が減価償却を通じて料金算入されることが、補助金等の支出の趣旨に反すると考えられるためである。

b. 新基準における取扱い

みなし償却と通常の減価償却の選択適用を認めた場合、同一の固定資産を使用していたとしても、費用処理額が異なることとなり、地方公営企業間の比較可能性が害されることとなる。そのため、新基準では補助金等により取得した固定資産についてみなし償却の選択適用を認めず取得価額を計算の基礎とする通常の減価償却によることとした。そして、償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については資本の部ではなく、長期前受金として負債に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化することとした。

#### c. 会計基準変更による損益計算書及び貸借対照表への影響

補助金等により取得した固定資産に関する会計基準変更により損益計算書及び貸借対照表へ以下の影響が生じている。

#### ウ. 新会計基準の適用の影響

地方独立行政法人化を選択する地方公営企業が増えてきたことや、同種・類似の事業を展開する民間企業と地方公営企業の財務比較可能性を担保するため、地方公営企業会計基準が改正され、平成 26 年度より新会計基準の適用が必要となった。札幌市の市場事業においても、以下のような影響があった。

(ア) 借入資本金を純資産の部から負債の部へ移行した(固定負債及び流動負債が計 16,791 百万円増加)

(イ) 償却資産の取得に伴い交付された補助金等については、資本剰余金から「長期前受金」として負債(繰延収益)に計上された(資本剰余金減少額 10,548 百万円)

(ウ) 補助金等により取得した固定資産の償却制度について、任意適用であったみなし償却制度が廃止され、過年度の減価償却累計額が増加した(固定資産減価償却累計額合計が 2,518 百万円増加)

(エ) 引当金の計上を実施した(期末残高 200 百万円)

#### (3) 監査手続

市場の決算について、決算書及びその他の簿冊等の閲覧、現地視察を行った。

#### 4.4.2 固定資産に係る会計

##### (1) 減損会計について

###### ア．概要

減損会計とは、固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ過大となっている場合に、適正な帳簿価額まで簿価を切り下げ、貸借対照表が経営状況をより適切に表すことを目的とした会計上のルールである。

企業会計において先行して導入されており、多額の固定資産を保有する地方公営企業においても、財政状態を適正に表示する目的で導入されている。

具体的には、「地方公営企業法施行規則」や「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に則って、所有する固定資産の減損損失の要否を検討する必要があり、その検討過程は他の会計根拠資料と同様に一定期間保管する必要がある。

###### 地方公営企業法施行規則

第八条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

###### イ．減損会計の適用

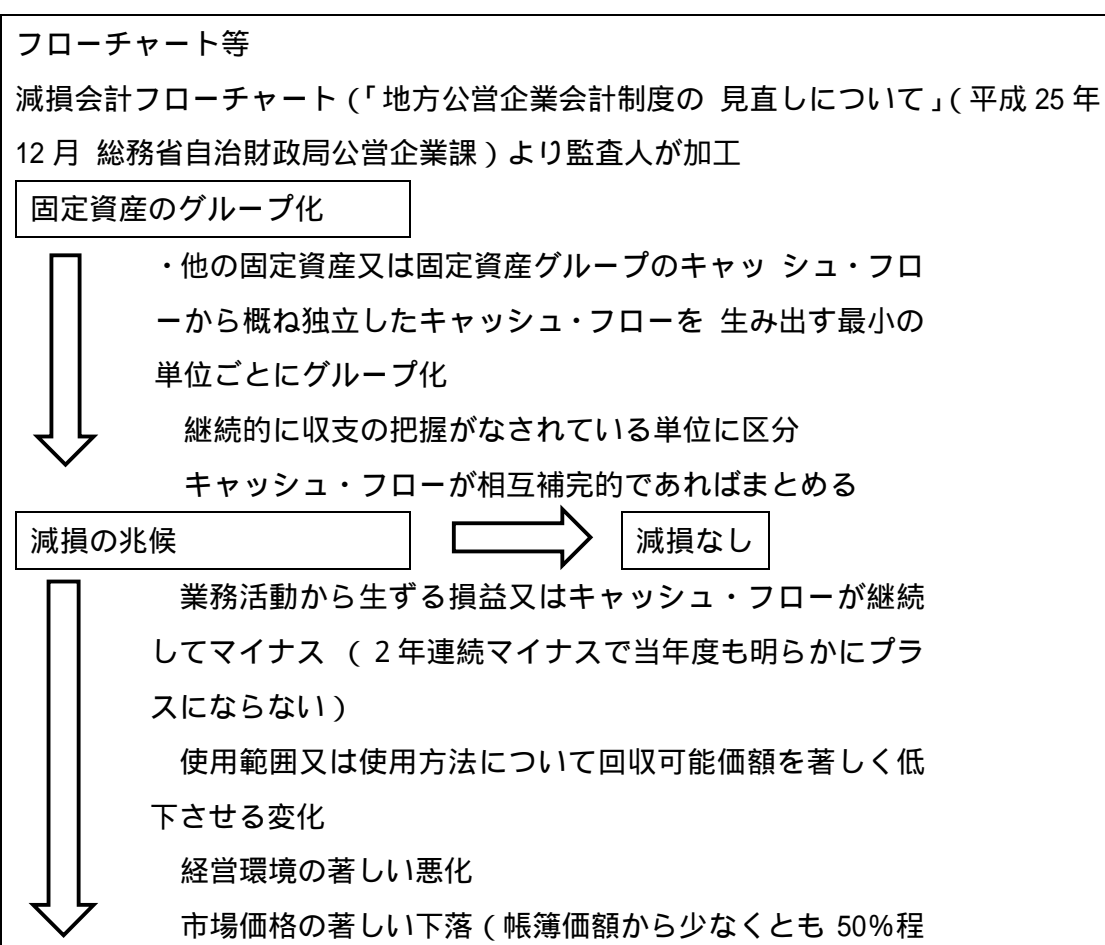
札幌市中央卸売市場に対して固定資産の減損会計に関する適用状況を質問したところ、各資産別、資産グループ別の減損会計の検討書類は作成されておらず、決算報

告書上、減損不要である旨が注記されているのみである。

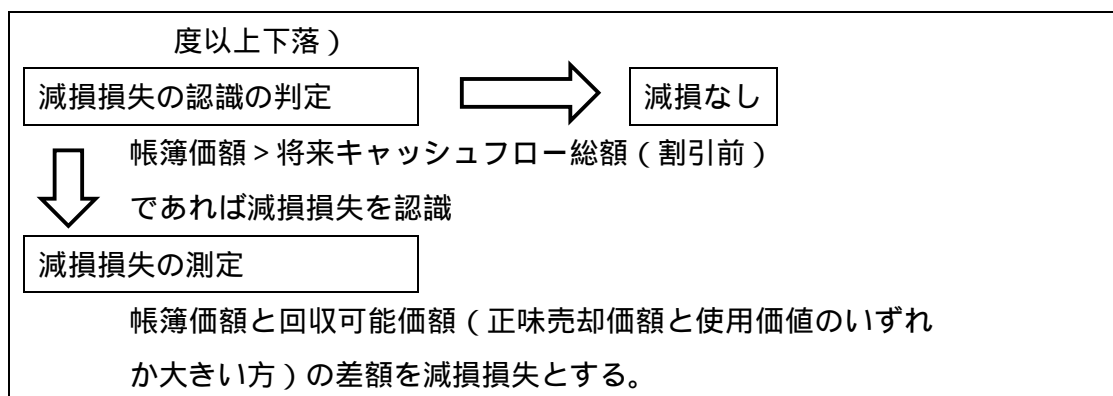
令和3年度札幌市中央卸売市場事業会計決算書
5 減損損失に関する注記
なし

#### ウ．監査結果（指摘）

毎事業年度の決算手続においては、下記のフローチャートに記載した通り、固定資産のグルーピングや減損の兆候等について固定資産の減損会計の検討を行い、減損損失を計上する必要があるかの手順を踏んで検討しなければならない。結果として、減損損失を計上する必要がある場合であっても、減損損失の計上が不要であるとの結論に至る経緯を決算手続として、記録・保管する必要がある。







卸売市場の収益が全国的に減少傾向にあるなかで、現状の財政状況・経営成績を適正に管理するためにも減損会計を正確に適用し、適正な財務諸表を作成する必要がある。

## (2) 遊休資産の管理

### ア．概要

遊休資産とは、一度事業用の資産として取得されたが、事業変更や新しい機器の購入等により、利用や稼働を停止した資産のことを指す。札幌市中央卸売市場に遊休資産の管理について聴取した結果、遊休資産に該当する資産はなく、遊休資産の管理は行われていなかった。また、遊休資産の定義が明文化されていることはなく、施設設備について網羅的・定期的に遊休状態であるかを確認する手続は行われていない。

### イ．監査結果 (意見)

遊休資産の管理は、未稼働の資産を有効活用あるいは異動 (処分含む) させ、経営資源を効率的に運用する点で効果的である。また、減損会計の適用時にも有用である。札幌市の中央卸売市場は全国的にも広大な敷地面積を有し、将来的な需要予測が不透明な中で、広大な施設設備の効率的な活用は継続的な課題といえる。この点、より効果的効率的な経営判断に資するために遊休資産の定義を明確化し、遊休資産の管理を可視化する必要があると考える。

## (3) 減価償却に関する会計規定と実際の会計処理

### ア．概要

固定資産の減価償却に関する会計処理は、札幌市中央卸売市場事業会計規程（令和2年3月26日最終改正）「第6章 固定資産」に従い処理されており、左記規定は地方公営企業法施行規則改正に伴い適宜改正されている。以下の点については、市場経営の健全性を確保する観点から現行の会計処理の妥当性について検討が必要と思われる。

札幌市中央卸売市場会計規程

第78条第3項

減価償却は、固定資産を取得し又は固定資産を編入した年の翌年度から行うものとする。

ただし、償却資産の種類により必要があると認めるものについては、取得し又は固定資産に編入した月の翌月からこれを行う事ができる。

市場の実際の会計処理は、上記札幌市中央卸売市場会計規定第78条第3項前段の規定に従い、固定資産取得の翌年度から減価償却を行っている。

イ．監査結果（意見）

年度の途中で取得した資産については、使用した月数に応じて減価償却を行うのが市場の経営成績をより適正に表示することとなるため、この観点からは上記規定後段（ただし以降）「償却資産の種類により必要があると認めるものについては、取得し又は固定資産に編入した月の翌月からこれを行う事ができる。」を適用するのが望ましい。

なお、地方公営企業法施行規則においても原則的処理は取得翌年度から償却開始であるが、取得した月又は取得した翌月から償却開始することを妨げないとしている。

地方公営企業法施行規則第4章

第15条第5項

各事業年度の途中において取得した有形固定資産の減価償却については、第1項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

（第1項は定率法及び定額法の計算方法の規定）

#### 4.4.3 決算書の表示に関する事項

##### (1) 貸借対照表の表示科目の明瞭化(引当金)

###### ア. 概要

市は「地方公営企業マニュアル」に基づき、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、その他)を作成している。ここで、各財務諸表の勘定科目は「」上にて示され、他の公営企業はそれに従い表示項目を設定している。市は「札幌市中央卸売市場会計規程」別表「中央卸売市場事業勘定科目表」にて勘定科目を設定している。

「札幌市中央卸売市場事業会計規程」		
第8条(勘定科目)		
勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。		
2 勘定科目の細目については、市場長が別に定める。		
別表 中央卸売市場事業勘定科目表より一部抜粋		
款	項	目
(負債勘定)		
固定負債	引当金	退職給付引当金 その他引当金
流動負債	引当金	賞与引当金 その他引当金

令和3年度札幌市中央卸売市場事業会計決算書の貸借対照表上及び注記にて、引当金が次のように表示されている。

【貸借対照表より抜粋】

表示区分	表示科目	金額（円）
流動負債	引当金	90,102,805
固定負債	引当金	16,698,000

【注記表より抜粋】

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(2) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員への退職手当の支給に備えるため、当事業年度末における退職手当の要支給額相当する金額のうち、一般会計が負担すると見込まれる額 38,615,489 円を除く額を計上している。

ロ 職員への期末手当及び勤勉手当の支給並びに関係する法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末におけるこれらの支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

【令和3年度札幌市中央卸売市場事業キャッシュ・フロー計算書より抜粋】

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

.....

退職給付引当金の減少額 18,139,798

賞与引当金の減少額 452,396

このように、貸借対照表では「引当金」と表示しつつ、注記表やキャッシュ・フロー計算書上では、それぞれ退職給付引当金・賞与引当金といった内容を詳細に示した科目名を利用している。各引当金の内訳を確認した結果、流動負債の引当金は全額賞与引当金であり、固定負債の引当金は全額退職給付引当金であった。

イ. 監査結果（意見）

財務諸表を作成するにあたり、貸借対照表や損益計算書の科目名は、事業者間での比較可能性を確保するため準拠すべき法令・会計基準によって一定程度拘束されて

いる。市場が準拠すべき基準(ここでは貸借対照表に限る)である地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」では、以下のように示されている。

地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」(一部抜粋)		
4 固定負債		
(4) 引当金		
イ 何々引当金		x x x x
ロ 何々引当金		<u>x x x x</u>
引当金合計		x x x x
5 流動負債		
(9) 引当金		
イ 何々引当金		x x x x
ロ 何々引当金		<u>x x x x</u>
引当金合計		x x x x

また、札幌市中央卸売市場事業会計規程では、引当金について次のように明文化されている。

札幌市中央卸売市場事業会計規程	
(引当金の計上)	
79条の2 地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第22条に規定する費用に計上しなければならない引当金は、次に掲げるものとする。	
(1)	退職給付引当金
(2)	賞与引当金
(3)	貸倒引当金
(4)	その他引当金

このように、札幌市中央卸売市場事業会計規程や注記表、キャッシュ・フロー計算書上では退職給付引当金及び賞与引当金が区別して表示されているが、貸借対照表では「引当金」と表示され、内容が不明確であり他の開示書類との整合性が損なわれている。流動負債の引当金を賞与引当金、固定負債の引当金を退職給付引当金と表示し、

明瞭な貸借対照表とする必要がある。

(2) 貸借対照表の表示科目の科目変更(その他投資)

ア. 概要

貸借対照表に「その他投資その他の資産」という科目が表示されている。

【令和3年度札幌市中央卸売市場事業会計決算書 - 貸借対照表より抜粋】		
表示大区分	表示中区分	表示科目
固定資産	投資その他の資産	その他投資その他の資産

固定資産の「投資その他の資産」のなかで、別掲表示されている「出資金」以外の残高が「その他投資その他の資産」として表示されている。内訳は水産保冷配送センターの借地権設定契約に係る保証金である。

地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」(一部抜粋)		
1 固定資産		
(2) 投資その他の資産		
イ 何 々		× × × ×
ロ 何 々		<u>× × × ×</u>
投資その他の資産	合計	× × × ×

イ. 監査結果(意見)

前述のとおり、財務諸表を作成するにあたり、貸借対照表や損益計算書の科目名は、事業者間での比較可能性を確保するため準拠すべき法令・会計基準によって一定程度拘束されている。市場が準拠すべき基準(ここでは貸借対照表に限る)である地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」では、その他雑科目に関して明文化されていない。

しかし、「その他投資その他の資産」はその他の表現が重複し、わかりにくい。上場企業を例にすると、シンプルに「その他」と表示する事例が圧倒的多数であり、「そ

の他投資その他の資産」を「その他」と表示すべきである。また、当科目に計上される取引内容が上記保証金のみである場合、「保証金」といった内容がわかる科目名での表示も有効である。

### (3) 特定預金の表示について

#### ア. 概要

令和3年度の札幌市中央卸売市場事業会計決算書の貸借対照表上に「特定預金」が59,114,469円計上されている。市では、給与支払い時に天引きされる税金や社会保険料など、支払先が特定されている預り金が管理されている口座残高を「特定預金」として表示しており、市場開設時の昭和35年から当科目にて表示している。

貸借対照表の様式は、地方公営企業法施行規則第48条第5項にて、「貸借対照表別記第十三号様式」に準ずるものとする旨規定されているが、「特定預金」は同様式には記載されていない。

なお、公益法人会計基準や学校法人会計基準にて「特定資産」という科目が規定されており、特定資産をより詳細に表示する場合に「特定預金」という科目が用いられる余地がある。ここでいう「特定資産」は対象法人が特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産であり、預金や有価証券等の金融資産のみならず、土地や建物等が含まれるものとされている。

#### 公益法人会計基準注解

##### (注4) 基本財産及び特定資産の表示について

3 当該公益法人が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

#### 学校法人会計基準別表第三

科目			備考
大科目	中科目	小科目	
固	特定資産		使途が特定された預金等をいう

定 資 産	第 2 号 基本金 引当特定資産	
	第 3 号 基本金 引当特定資産	
	(何)引当特定 資産	

#### イ．監査結果（指摘）

前述のとおり、財務諸表を作成するにあたり、貸借対照表や損益計算書の科目名は、事業者間での比較可能性を確保するため準拠すべき法令・会計基準によって一定程度拘束されている。市場が準拠すべき基準（ここでは貸借対照表に限る）である地方公営企業法施行規則「貸借対照表 別記第十三号様式」では「特定預金」は示されていなく、財務諸表利用者が当科目を別掲表示することでより有用な情報を得られるかが判断要素となる。

参考とすべき事例として公益法人会計基準や学校法人会計基準での「特定資産」があるが、これらは将来生じうる建物取得や大規模修繕といった多額な支出に備えている資金として、貸借対照表上の他の金融資産等とは区別して表示されるものである。

市場の運用状況を鑑みると、特定の用途ではあるものの短期的な支払管理目的のための区別であり、財務諸表利用者にとっても有用な情報とは言い難く、誤解を招く可能性もある。このため、「特定預金」として計上される 59,114,469 円を「預金」として計上する必要がある。

#### 4.4.4 会計帳簿の整備状況について

##### （1）概要

市場では、札幌市中央市場総合情報システムを構成する開設者業務系システム内の財務会計システムを利用し、日々の会計処理を行っている。当システムはパッケージソフト等ではなく、民間事業者へ委託開発したシステムである。

複式簿記を採用する場合、利用する財務会計システムにより入力管理される項目や



情報量の違いはあるものの一般的には以下のような機能を備えている。

#### ア．伝票入力

入金伝票、出金伝票、振替伝票など、取引を伝票として入力する機能であり、複式簿記の所謂仕訳を意味する。仕訳入力・登録ともいう。

#### イ．帳簿作成

試算表、現金出納帳、総勘定元帳など、伝票入力(仕訳入力)によって蓄積された情報を目的に応じた帳簿形式で表示する機能をいう。

#### ウ．決算書作成

伝票入力(仕訳入力)によって蓄積された情報から貸借対照表や損益計算書といった決算書を作成する機能をいう。

#### エ．帳票等の出力

作成された帳票や決算書を出力する機能をいう。

#### オ．データ連携・自動仕訳

他のシステムや電子データと連携し、従来手入力されていた情報が自動的に財務会計システムに取り込まれる機能である。近年大半のパッケージソフトにて当機能が実装されている。

このうち、イの帳簿作成機能について、市場が利用する財務会計システムでは総勘定元帳の表示内容が著しく不十分な形式であった。

総勘定元帳は複式簿記において日々発生する取引のすべてが記録される主要簿であり、すべての取引が勘定科目ごとに記録される重要な帳簿である。総勘定元帳によって、取引日、取引金額、相手科目等が表示され、取引内容が明らかとなる。

しかし、市場の財務会計システムにおける総勘定元帳では、大半の仕訳の取引内容が表示されない(空欄で表示される)仕様となっている。

その結果、一般的なパッケージソフトにおいては、取引内容を照会するのに現金出納帳や補助元帳などを利用する必要なく総勘定元帳をみれば容易にわかることが、市場の財務会計システムにおいては、総勘定元帳だけではなく現金出納帳や補助元帳を併用してはじめて照会できる状況となっている。

## (2) 監査結果(指摘)

総勘定元帳を正しく活用できるような体制を整備する必要がある。総勘定元帳は複式簿記において、日々発生する取引のすべてが記録される主要簿に位置付けられる重要な会計帳簿である。

現状では、事後的に取引照会が必要な場合に他の帳票を併用することが不可避であり、今回の監査手続においても効率的な監査手続を阻害する要因となった。また、このような会計システムの基本的機能の不備は、システム全体に対しても不審な印象を抱く要因にも繋がるうえに、複式簿記の基本的事項に不備があるこの状況が長期間見直されずに運用され続けていることが異常な状況である。他の会計機能も含めて早急にシステム構成を見直し、システムの改修又はシステム変更も含めて検討すべきである。

### 4.4.5 事業別管理について

#### (1) 事業別の収支管理について

##### ア. 概要

札幌市中央卸売市場では、水産物と青果物の2事業を主たる事業としている。毎月各事業の取扱高や取扱額を各事業別に報告管理されているものの、費用の事業別管理は限定的であり、正確な事業別の損益を管理していない。

また、過去の損益実績の推移は次のとおりであり、営業収益が直前期は回復したものの、中長期的には減収傾向にある上に最終損益は5期連続の赤字である。この際、赤字の要因が事業別に要因があったとしても全体の損益計算書のみでは適切な原因の分析ができない。

## 【札幌市中央卸売市場事業損益計算書推移】

(単位：千円)

	2018/03	2019/03	2020/03	2021/03	2022/03
営業収益	1,489,612	1,447,079	1,412,531	1,393,698	1,418,648
営業費用	2,079,895	2,141,317	2,012,672	1,912,282	1,947,812
営業損失	590,282	694,237	600,141	542,449	529,163
営業外収益	678,967	681,984	660,586	611,404	584,525
営業外費用	454,879	484,941	487,549	450,578	451,482
当期純損失	135,403	209,296	112,591	91,871	77,681

## イ．監査結果（意見）

管理会計の一つの手法として、部門別会計がある。部門別会計とは、部門(事業)毎に売上・経費・利益などを把握することである。部門別会計を導入し水産物と青果物の2事業の損益を可視化することで、より詳細な会計情報が得られる。これらの会計報告から得られる情報を充実させ、より効率的な経営判断を行えるよう事業別の部門別会計を導入すべきと考える。

部門の設定単位としては、複数の事業がある場合に各事業を設定単位としたり、同一事業であっても本社と営業所を各部門として設定するなど、管理目的により異なる。この点、札幌市中央卸売市場では、水産物及び青果物の2事業が営まれており、それぞれ異なる市場環境に晒されている。これらを別々に損益管理することで将来的な業績管理や事業戦略等に役立つと思われる。

部門別会計を行う上での技術的な論点として、間接費の配賦基準がある。設定された各部門に直接的に帰属する直接費は比較的管理可能であるが、各部門への対応関係が不明確な間接費についてどのような基準で配賦するかが問題となる。札幌市中央卸売市場では、部門別に費用を振り分けるのが困難であり、このような費用を共通経費として配賦する場合に、合理的な基準がないこと、また業務量が膨大になることを理由に事業別の損益計算を実施していない。

しかし、全ての費用は直接・間接に関わらず収益を得ることを目的に発生するものであり、費用の発生要因をもとに合理的な配賦基準を設定することはそれほど困難な

ものではないと思われる。また、間接費の配賦基準は、一定の仮定のもとに設定しているものであり完全な配賦基準を設定することは困難である。部門別管理の目的が達成できる程度の配賦基準を費用対効果によって決定すべきである。

国内の中央卸売市場の水産物及び青果物の取扱数量、取扱金額は年々減少トレンドにあり、今後も上昇に転じることは期待し難い。このような環境下では、より詳細かつ適切な現状分析が必須であり、無駄な経費支出は削減し、より効果的な投資対象へ資金を活用する必要があることは明らかである。これを効果的に可能とするための手段のひとつが部門別会計であり、早急に導入されるべきと考える。

## (2) セグメント情報に関する注記について

### ア．概要

セグメント情報とは企業の売上、利益、資産その他の財務情報を事業単位などの単位(セグメント)に分解した財務情報のことをいう。このセグメント情報の開示は企業会計で先行して導入され、地方公営企業においても業績評価のための情報提供等による議会・住民に対する説明責任を果たす観点から、その業務の内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について適切なセグメントに係る財務情報を開示することが求められている。また、経営分析を多面的に行うためのツールとしても有用である。

#### 地方公営企業法施行規則

##### (セグメント情報に関する注記)

第四十条 セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位(以下この条において「報告セグメント」という。)に関する事項であって、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

##### 一 報告セグメントの概要

二 報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

2 報告セグメントの区分は、法第十条の規定による企業管理規程(企業管理規程を定めていない地方公営企業にあつては、当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めた規則その他これに準ずるもの)で定めるものとする。

報告セグメントの区分は各地方公営企業において判断することとされているが、以下の3点を判断要素とする旨が「地方公営企業会計制度の見直しについて(平成25年12月総務省自治財政局公営企業課)」にて示されている。

- ・ マネジメント・アプローチの考え方を踏まえる
- ・ 民間企業・地方独立行政法人における区分も参考
- ・ 事業単位の有無も含めて判断

市は、札幌市中央卸売市場の報告セグメントは単一セグメントであると定め、その旨注記している。

札幌市中央卸売市場事業会計規程 (報告セグメントの区分) 第104条の2 報告セグメントの区分は、市場事業を1セグメントとする。
--

#### イ．監査結果(意見)

セグメント情報の開示は前述のとおり、事業が多岐にわたる場合に各事業の財務指標を別々に開示することで、財務諸表利用者がより具体的に経営状況や今後の見通しを予測するうえで有用である。

札幌市中央卸売市場事業会計規程では単一セグメントとしつつも、札幌市中央卸売市場が公表する資料においては、そのほとんどについて水産物事業と青果物事業が別々に管理されている。

また、全国的には水産物事業のみの市場や青果物事業のみの市場が存在し、これら2事業の経営状況が別々に把握できることは他の市場との比較等で有用であると思われる。

よって、報告セグメントの区分を水産物事業と青果事業の2つのセグメントとし、決算書上セグメント情報の開示を行うことが望まれる。

## 4.5 その他監査の結果及び意見

### (1) 中央卸売市場で使用するタクシーチケットの管理について

#### ア. 概要

市職員のタクシーチケット利用に関して、市においては、「札幌市営業車、地下鉄等の使用に関する事務取扱要領」、およびその運用方針を設け、その第9条では以下の通り規定している。

#### 第9条（使用内容の記載及び確認）

(1) 本条は、職員がチケット及びチケット控に記載すべき内容及びその確認に関するものであるが、今回のチケットの複写化に伴い、チケット半券の記載は不要となるとともに、許可簿は廃止されることとなるので、チケット控の所要事項は必ず記載すること。

なお、チケット控への使用日時、使用料金等の記載に当たっては、複写式となっているため、1冊のチケット簿冊を専用を使用する場合には、次頁以下のチケットにも複写されるおそれがあるので、あらかじめ配布する下敷きを必ず使用して記載すること。

(2) 使用日時、使用者名、料金等の欄は運転手に渡す前に記載し、用務、使用人数及び経路の欄は遅くとも所属係長に提出するまでに記載すること。

(3) 用務欄には、「外勤用務」等抽象的な表現を避け、「会議出席」、「工事しゅん工検査」等具体的に記入すること。また、深夜にわたる超過勤務により帰宅するために使用する場合には、超過勤務を記載するのではなく、「超勤による深夜帰宅」等その旨を明記すること。

(4) 経路欄には「市内」等の不明確な表現は避け、「本庁～東区役所」等具体的に記載するとともに、中間用務地等必要に応じ主要な経路も記載すること。

(5) 請求照合欄には、営業車を使用した職員は記載しないこと。

(6) チケット控により使用内容を確認する者は、第13条第3号による確認の場合を除いて、すべて使用した職員の所属係長である。したがって、第7条の規定により、所属係長以外の係長から交付を受けた場合であっても、使用確認印は所属係長が押印することとなるので、留意すること。なお、使用した職員が係長である場合には、当該係長自身が確認すること。

(7) 来客等渡しについては、チケットの交付前に当該チケット控の用務欄に「委員渡し」、「来客渡し」等と記入する。

このように、チケット使用簿においては、用務欄は抽象的記載を避け、「会議出席」、「工事しゅん工検査」等のように具体的に用務内容を記入し、さらに経路等も「本庁～東区役所」等具体的に記載することとされている。その趣旨は職務上タクシー利用が必要であったことを用務欄に明記して明らかにすることで不適切なチケット利用を防止することにあると考えられる。

#### イ．監査結果（意見）

札幌市中央卸売市場職員のチケット使用簿では、用務欄に記載のないものや、「緊急用務」とだけ記載されているもの複数見られた。

上記の通り、どのような用務でタクシーを利用する必要があったのか明確にする必要性から、用務欄には具体的な用務を記載すべきである。

### (2) 図書台帳の管理について

#### ア．概要

市の規程に則った契約手続きについて実務的な解説をしている契約事務ハンドブックには、

物品管理者は、備品使用簿(会計規則様式 118)を備え、備品を整理票(会計規則様式 75)その他の方法により整理しなければならない。また、使用中の備品については、備品使用簿に記載し、使用者の押印を受けなければならない。なお、図書については図書台帳を備えることにより、備品使用簿の記載にかえることができる。

と記載されている。また、

消耗品である図書(物品管理者が定める額以上 5,000 円未満の図書をいう。)について、図書台帳を作成し、出納の都度整理することとなっている。ただし、新聞、雑誌、パンフレット類、列車時刻表など登載内容の効力が短期間で

失われるもの及び図書の追録は除かれる。

上記規定に基づき、卸売市場においては、業務に関わる図書について、図書台帳を作成し備え置いている。

#### イ．監査結果（指摘）

令和3年度の図書台帳を通査すると、図書の受入年月日が平成26年以降平成31年までの図書のみで、令和元年度以降令和3年度までの図書がなかった。

さらにそれについて確認したところ、令和元年度以降令和3年度までに新たに購入された図書及び廃棄した図書について図書台帳が適時に更新されていなかっただけでなく定期的に図書台帳と現品の照合が行われていなかった。

上記契約事務ハンドブックに記載のとおり、消耗品である図書については図書台帳を作成し、出納の都度整理することとなっており、購入及び廃棄の都度図書台帳の更新が必要である。さらに、定期的に図書台帳と現品の照合を行い、現物の有無の確認が必要である。

### （3）保証金台帳について

#### ア．概要

仲卸業者の保証金については、札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第15条に規定され、卸売市場に対して預託している。

#### 札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第15条

業務規程第22条第1項の規定により規則で定める仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者が業務規程第76条第1項の規定により納付すべき市場使用料（仲卸業者市場使用料、調理実習室使用料、大会議室使用料及び小会議室使用料を除く。）の月額額の2倍に相当する額とする。

また、業務規程第22条第2項の規定により仲卸業者が預託した保証金は返還さ



れる。

第 22 条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、当該仲卸業者が第 76 条第 1 項の規定により納付すべき市場使用料（仲卸業者市場使用料を除く。）の月額額の 3 倍に相当する額の範囲内で規則で定める。

2 第 9 条第 2 項及び第 3 項並びに第 10 条から第 12 条までの規定は、前条第 1 項の保証金について準用する。

（仲卸しの業務の許可の取消し）

第 12 条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して 60 日を経過した後でなければこれを返還しない。

（卸売の業務の許可の取消し）

同様に、関連事業者についても、札幌市中央卸売市場業務規程施行規則第 26 条第 2 項において規定されている。

第 26 条（略）

2 業務規程第 37 条第 3 項の規定により規則で定める関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者が業務規程第 76 条第 1 項の規定により納付すべき市場使用料（調理実習室使用料、大会議室使用料及び小会議室使用料を除く。）の月額額の 3 倍に相当する額とする。

として、卸売市場に対して預託している。また、業務規程第 37 条第 4 項の規定により関連事業者が預託した保証金は返還される。

第 37 条 関連事業者は、第 34 条第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 月以内に、規則で定める誓約書を添えて保証金を本市に預託しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除す

ることができる。

2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。ただし、前項ただし書の規定により、保証金の預託を免除された者については、この限りでない。

3 関連事業者の預託すべき保証金の額は、当該関連事業者が第76条第1項の規定により納付すべき市場使用料の月額額の3倍に相当する額の範囲内で、規則で定める。

4 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第12条までの規定は、第1項の保証金について準用する。

第12条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でなければこれを返還しない。

(卸売の業務の許可の取消し)

卸売市場では、保証金の管理を行うために保証金台帳を作成している。保証金台帳には、A4用紙1枚に仲卸業者の所在・名称・代表者・業種とともに保証金の納入金額、納入年月日、返還年月日が記入されることとなり、保証金の入出金の管理を行っている。

#### イ．監査結果（意見）

保証金台帳を通査すると、過年度において既に保証金が返還されたにもかかわらず、返還年月日が記載されていないものが、散見された。

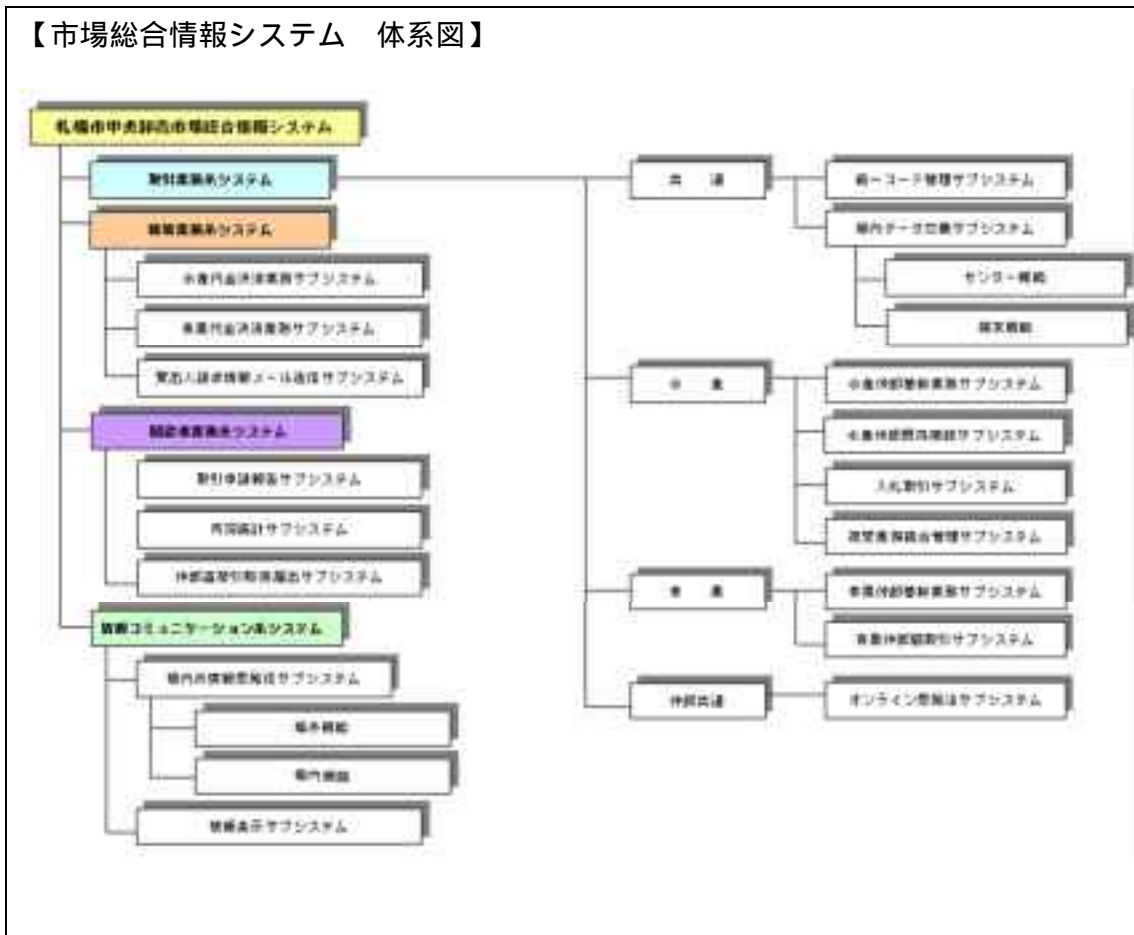
なお、卸売市場では、保証金台帳とは別に保証金一覧が作成されている。この保証金一覧には、会社名等との記載とともに、保証金が返還された先については、備考欄に保証金返還と記載されている。このように、保証金の管理について、2つの管理簿が作成されていながら、片方では、本来記載されるべき返還年月日が記載されていない。そうであれば、この2つの管理簿を1つにまとめて作成するなどして作業の2度手間を減らすとともに適切な管理をするべきである。

(4) システム関連投資にかかる体制の整備について

ア. 概要

市場では、様々なサブシステムから構成される札幌市中央卸売市場総合情報システムを重用している。

【市場総合情報システム 体系図】



この札幌市中央卸売市場総合情報システムの所有は札幌市に属するものの、札幌市職員が日常業務で使用するのは「開設者業務系システム」のみであり、その他のサブシステムは市場利用者が主に使用している。

また、同システムについて、市は一般社団法人札幌市中央卸売市場協会（以下、「市場協会」とする）との間で「中央卸売市場総合情報システム使用許諾契約書」と「札幌市中央卸売市場総合情報システムのコンピュータネットワーク設備管理に関する契約書」をいずれも平成 20 年に締結しており、以来同システムの使用权や改変

する権利、同システムで使用する周辺機器類等に関する管理も含めて市場協会が管理運用している。さらに、市場協会はシステムに関する業務の一部を専門業者へ再委託している。このような体制でのシステムの運営及び管理が平成 20 年以来継続している。

札幌市中央卸売市場総合情報システムへの追加投資や改修が行われることを意思決定する場合は、他の固定資産等と同様に市の決裁が必要となるものの、市場職員に IT の専門家が配置されているわけではない。

#### イ．監査結果（意見）

市場が有効かつ効率的に機能し、利用者にとって価値ある市場として今後も維持継続するためには、システムの活用は不可欠である。他方、システムの開発・管理は専門的な要素が大きく、開発する場合には多額の予算が必要となることは少ない。

この点、市場内部にはシステム投資や開発について専門的な見地から判断する人材が不足しており、平成 20 年以降も年々 IT 技術が発達する中で必ずしも最適な意思決定を形成できるだけの体制が整備されていない可能性がある。市場協会やその委託先業者から独立した見地から、現状の IT に関する評価や意思決定の助言を内部あるいは外部から得られるような体制の整備が必要と考える。

### （５）市場総合情報システムの責任範囲の明確化について

#### ア．概要

（４）に記載の通り、札幌市中央卸売市場総合情報システム（以下、「市場システム」とする）は、所有権は市場にあるものの、使用許諾を一般社団法人札幌市中央卸売市場協会と締結し、同協会とその委託会社を中心となって保守管理や機能追加等を行っている。しかし、委託内容や詳細なセキュリティに関する条項等の権利義務関係が明文化されてなく、具体的な責任範囲や有事の際の対応根拠として不十分である。

市場システムが取り扱う情報としては卸売業者や仲卸業者の企業情報、取引情報、

財務情報この他様々な情報を保持しており、過去段階的に機能追加や見直しが行われてきた。平成 20 年に締結された契約内容は変更されずに維持されており、現状のシステム設計や運用状況を網羅しているとは考えにくい。

#### イ．監査結果（意見）

市場システムが機能する範囲は広範であり、当初システム構築依頼定期的に機能追加等が行われている。また、アプリケーション機能や情報ネットワーク・セキュリティに関する技術等は年々変化を続けている。このような環境下で、市場と市場協会間での現状の契約内容では、権利義務の範囲や内容が不明確であり、有事の際に適切な措置が困難となる可能性が高いと考える。

さらに、市場システムに関するコントロールは市場協会が行っているものの、情報漏洩等が生じた場合は市民・メディアの関心は市場へ向けられると想定される。そのため、現在不明瞭な権利義務関係を明確化すべきである。

